

令和5年第6回大玉村議会定例会会議録

第3日 令和5年12月7日(木曜日)

1. 応招(出席)議員は次のとおりである。

1番 館下憲一	2番 渡邊初治	3番 菅原貴子
4番 渡邊啓子	5番 斎藤信一	6番 松本昇
7番 本多保夫	8番 佐原佐百合	9番 鈴木康広
10番 須藤軍蔵	11番 武田悦子	12番 押山義則

2. 不応招(欠席)議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長 押山利一	副村長 武田正男
教育長 渡辺敏弘	総務部長 兼総務課長 押山正弘
住民福祉部長 政策推進課長 作田純一	産業建設部長 菅野昭裕
住民生活課長 鈴木真一	税務課長 菊地健
産業課長 後藤隆	健康福祉課長 安田春好
環境保全課長 藤田良男	建設課長 杉原仁
教育総務課長 伊藤寿夫	会計管理者 兼出納室長 菊地美和
農業委員会 事務局 局長 橋本哲夫	生涯学習課長 渡辺雅彦
神野藤浩和	

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、鈴木裕也

一般質問者目次

1.	4番	渡邊啓子	P. 26～
2.	3番	菅原貴子	P. 32～
3.	2番	渡邊初治	P. 36～
4.	5番	斎藤信一	P. 40～
5.	11番	武田悦子	P. 53～
6.	8番	佐原佐百合	P. 65～
7.	1番	館下憲一	P. 75～

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） おはようございます。ご苦勞さまでございます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 本日、傍聴に、鈴木正雄さんほか5名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第1、一般質問を行います。

4番渡邊啓子君より通告がありました「猛暑による農作物への影響は」ほか1件の質問を許します。4番。

○4番（渡邊啓子） おはようございます。4番渡邊啓子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります2件について、これより一般質問を行います。よろしく願いいたします。

初めに、猛暑による農作物への影響について幾つか質問させていただきます。

今年は、記録的な猛暑により、水稻や野菜、果実への高温障害が各地で報告されております。本村の状況はどうだったでしょうか。

10月14日の福島民報新聞には、県内では一等米の比率が例年より大きく低下するなど、高温障害が発生しているとありました。

農林水産省が10月31日に発表した9月末時点での2023年産米一等米の全国平均比率は59.6%で、過去最低だそうです。福島県は、前年比19.1ポイント下がって76.2%であり、米どころの新潟県は13.5%で、前年比60.9ポイントも減り、下落幅が最も大きかったといます。

本村の水稻の出荷量と等級ごとの比率をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 4番議員さんにお答えいたします。

本村の水稻の出荷量につきましては、11月半ばにJAのほうに確認いたしましたところ、集荷量につきましては7万5,185袋でございました。こちらは、昨年とほぼ同程度の出荷量となっております。

また、等級ごとの比率につきましては、一等米が89.6%、二等米が10.0%、三等米が0.4%となっております。

令和4年産米と比較しますと、一等米比率で7.1%の減ということになってござ

います。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 本村の状況については昨年と同程度、一等米については7.1%の減ということでした。

先日行われました新そば祭りでは、おいしいそばを頂くことができ、大変うれしく思います。ソバも収量が減ったと聞いております。大豆やイチゴなどにも猛暑の影響が大きかったと聞きますが、野菜や果実への影響はどうであったか、本村の状況を伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 4番議員さんにお答えをいたします。

農作物への今年の猛暑の影響につきまして、村内の生産農家等に聞き取り調査を行いました。

大豆につきましては、高温と水不足の影響を大きく受けたということで、生産者によっては、収穫量がほぼ皆無だったというふうな状況も見受けられるところでございます。

イチゴにつきましては、暑さの影響で花芽の生育に遅れが生じたというふうなことで、価格が上昇している中で収穫量がなかなか確保できないというふうな状況でございます。

J Aの野菜の出荷状況につきましては、キュウリにつきましては、昨年よりも出荷量は伸びております。その反面、インゲンあるいはスナップエンドウ等の豆類、これらについては、高温等の影響によりまして収量が50%程度の減というふうな報告がなされているところでございます。

果樹につきましては、桃の晩生品種で収穫がなかなかできなかったというふうな状況、さらにリンゴでは、日焼けによる品質低下、収穫量の減少が見られたというふうな現在の状況でございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 野菜や果樹については、品種ごとに影響を大きく受けたもの、またキュウリのように昨年より伸びがあったものなど、品種によって様々な影響があったことが分かりました。イチゴは、花芽分化が遅れたために収穫が約1か月遅れているというお話を聞いております。

猛暑の影響として、農作物の品質低下や収量の減少などの被害は、農家にとって大きな打撃となります。今後も異常気象が続くことが懸念されます。本村の基幹産業である農業を衰退させないためにも、さらなる支援が必要ではないでしょうか。

これまでも村では農業者に対してさまざまな支援を行ってきています。令和4年度の成果報告書を見ますと、肥料飼料燃油高騰負担軽減事業として、農業生産資材や飼料等高騰の影響を受けた農業者に対して、購入費の一部を支援する目的で農業生産資

材等高騰対策支援金を支出しております。これは農業経営の安定化、営農の継続、生産意欲の向上を目的とした支援金です。

また、昨年度は、大玉村水稻次期作交付金として、米価下落及び農業資材等の高騰の影響を受けた農業者に対して、農業経営の持続化を目的として次期水稻作付に対する種苗費の一部を支援しております。

地球温暖化などの気候変動によるこの夏の猛暑では、今まで必要なかった新たな経費がかかるようになったケースも発生しております。例えば、ある地区においては水不足を補うため、ポンプで田に水を供給していたと聞きます。燃料高騰の折から、燃料代の補助など、さらなる支援策を考えることはできないでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 4番議員さんにお答えをいたします。

地区によって、水不足を補うため、ポンプで田に水を供給していたというふうなことでございますけれども、現在でも、村内においては、その位置的あるいは地理的な状況の水利状況から、日常的にポンプによるため池への供給、そういったものが必要な地区がございます。水稻作のように、作付が中山間部を除く村の全域にわたり、また、耕作者が多数の場合には、その支援というものは、広く公平に行われるべきものではないかというふうに考えておりました。村といたしましては、農業用水利、この安定的供給を図るために、土地改良区に対して運営費の補助を行い、さらには基幹水路、こういったものの改修に補助をしているような状況でございます。

このような状況で、個別のポンプアップの燃料代等についての補助につきましては、実施は現在予定してございません。

以上であります。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 個別の対応は難しいという答弁をいただきました。

来年以降も異常気象が続くことが懸念されます。その猛暑の影響により、今まで必要なかった経費が新たにかかるような場合に、次年度は、ぜひ何らかの支援策、本村の農業を守るために、小さな村だからこそできることをご検討くださるようお願いしたいと思います。

最後に、村長の考えを伺います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 4番議員さんにお答えいたします。

現時点では、部長答弁のとおりでございます。来年度については、また改めて財政的なことを含め、あとは公平性というのもありますので、そういうことを含めて、ちょっと調査、研究をしたいと思っております。

以上です。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 今後の調査研究を期待いたします。

さて、次の質問、認知症の方への支援と理解の推進をに移ります。

長生きは喜ぶべきことですが、年齢を重ねるに伴い、認知症を患う人が増えてきます。

厚生労働省によると、国内の65歳以上の高齢者の認知症患者は、2012年に462万人と推計され、高齢者の7人に1人でした。それが2025年には700万人前後となり、高齢者の5人に1人まで増えると見込まれています。

認知症は、誰もがなり得る病気です。認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、支援をしていく必要があると考えます。

認知症の相談は、本村で、昨年度と今年度はどのくらい寄せられているでしょうか。また、認知症は、早めに治療すれば改善が可能なものや進行を遅らせることができるのですが、相談を受け、認知症の治療につながったケースはあるかを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

昨年度の認知症関係の相談件数につきましては19件ということでございます。

今年度につきましては、現時点で11件ということでございます。そのほとんどは、地域包括支援センターでの対応ということでございます。相談の中で、専門医療機関への受診をお勧めしておりますが、治療につながったという件数の把握までは至っていないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 昨年度19件、今年度は今のところ11件。やはり相談されることは少なからずいることが分かりました。

認知症を発症すると、本人も家族も、今後の生活に対する不安や心配が大きくなり、どうしたらよいか分からなくなることがあります。認知症の人やその家族が、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けられるのか、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた認知症ケアパスを活用すべきであると思えます。

本村では、いつ頃認知症ケアパスが作成されたかと、その活用状況をお伺いします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんに再度お答えいたします。

本村の認知症ケアパスにつきましては、平成28年3月に作成されまして、役場の担当であります健康福祉課や、地域包括支援センターの窓口での相談の際、それから認知症の疑いのある方を訪問する際にお配りしまして、認知症に関する情報提供ということで活用してございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 平成28年3月に作成されたとのこと。この認知症ケアパスですが、作成されてから大分、年数がたっております。当時は全戸配布されたのではな

いかと思いますが、私の記憶にはございません。恐らく、多くの村民も同じような状況ではないでしょうか。

もし、近々つくり直すお考えがあるとするれば、この大玉村第9期高齢者福祉計画、第8期介護福祉事業計画の54ページに掲載されているようなケアパスのイメージ図なども取り入れていただけると、どこに相談したらよいかなど一目で分かりやすいと思います。

改めて、認知症ケアパスを周知することが必要だと思いますが、考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、平成28年3月に作成されて時間がたってございます。内容も変わってございますので、それぞれの意見を聞きながら、内容の更新ということをはしていきたいというふうに思います。

それにつきましての周知方法等につきましても、内部で、どの範囲で周知していくのがいいのかということで、また、調査、研究させていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） ケアパスの改定、ぜひともお願いしたいと思います。

本村では、認知症のある、なしにかかわらず、誰もが集えるひなたぼっこカフェや、認知症予防講座として頭と体の健康倶楽部を開催しております。大変よい取組だと思います。

私も、ひなたぼっこカフェには何度か足を運んだことがあります。頭と体の健康倶楽部については、令和3年からサポーターをやらせていただいております。頭と体の健康倶楽部は、音読、計算、軽い体操やコミュニケーションから成ります。複雑な計算問題を解いているときより、簡単な計算や音読をしているときの脳が活性化することが分かっています。倶楽部は週に1回ですが、残りの6日は自宅での学習をします。受講者の皆さんは、毎週、本当に楽しみにして元気に通ってきます。和気あいあいとして、なくてはならないコミュニティーの場となっております。

受講者さんの声を一部紹介しますと、「村外の友人から、大玉村はいいことやっているね。終わった教材を1回分もらえないかいと言われた」とか、「子どもの頃、子守奉公に出されて、ろくに学校へ通えなかったけれども、この倶楽部に参加することで漢字も覚えることができるとてもありがたい」、「嫁に行った娘が、私が勉強している姿を見てびっくりしていた」などの声を受講者さんから伺い、一人一人の人生の重みを感じ胸が熱くなることもあり、私自身の学びにもなっております。

このように有意義な倶楽部ですが、予防が必要な方でも、送迎の足がなくて参加できない方もおられると思います。対応策は考えられないでしょうか。各地区で行われているサロンについても同じような課題を抱えております。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

ひなたぼっこカフェ、それから頭と体の健康倶楽部ということで実施してございます。

頭と体の健康倶楽部、こちらにつきまして、議員おっしゃるように、通えないという方おられるようでございます。その方につきましては、ケアマネさんが対応して、現在のところ送迎されている方、2名ほどおられるようでございますが、そのような、今、対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） ケアマネさんもお忙しいことと思います。さらなる対応策、検討されてはいかがでしょうか。

認知症高齢者が1人で外出して自宅に戻れなくなったり、行方不明になったりした場合に、衣服などに貼付けされたQRコードを読み取ることで、個人情報を開示することなく家族にメールが自動送信される、高齢者見守りシールがありますが、本村での利用状況を伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

本村で実施しております認知症身元確認QRコード事業につきまして、ご家族が窓口において、介護認定申請にいらした際や、村の広報紙等に定期的に掲載して、紹介しているところでございます。

現在のところ、登録者は2名ということにとどまっております。

2年度の運用開始から現在まで、そのQRコードを利用したというような実績というのはないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 現在のところ、登録者は2名ということで、まだまだ利用、まだまだ活用には至っていないと感じました。今後さらなる活用を望みます。

先日、夕方のテレビ番組、「はまなかあいづTODAY」で、須賀川市で行われた一日限定のハプニングラーメン店が紹介されました。このイベントを企画したのは、認知症の人のためのグループホームを運営するNPO法人です。認知症になっても働くことに意欲的な人たちと社会をつなげたいとの考えから、地元のラーメン店の協力の下、コロナ禍で4年ぶりの開店でした。サポートを受けながら店内で接客するのは、認知症の人たちです。注文が届いていなかったり、お釣りを間違えたりといったハプニングを通して、認知症への理解を深めてもらおうというイベントです。

一人一人ができることを理解して、物事を頼んで、役割を持ってもらうことは大切だと思う。自分たちの手でできたという体験が自信につながる。参加者全員で働いた達成感を分かち合う。一人一人が、まずは認知症について理解をしていくことが大切だと、グループホームの代表の方が語っておりました。

認知症は周囲の理解が何より大切です。認知症になっても全てのことができなくなるわけではありません。一人一人に寄り添うことで、現状を理解し、さらなる支援を期待して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、4番渡邊啓子君の一般質問を打ち切ります。

3番菅原貴子君より通告がありました「ふるさと納税に係る情報発信等の強化について」ほか1件の質問を許します。3番。

○3番（菅原貴子） 3番菅原貴子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告いたしました2件について、これより一般質問を行います。よろしくお伺いいたします。

1、ふるさと納税に係る情報発信等の強化についてお伺いします。

ふるさと納税による寄附金は、大玉村ふるさと応援基金条例に基づいて、国際感覚豊かな人材育成や、村の知名度、認知度の向上を図るためのPR映像制作、さらには、特定目的基金の造成等に活用されており、村の財政、施策及びイメージアップに寄与しています。

また、返礼品の登録事業者にとっては、販路開拓、売上増加により、事業の振興に結びついていると思われ、ふるさと納税の強化について、次のようにお伺いいたします。

(1) ふるさと納税制度については、主に都市部の自治体を中心として税の流出超過から制度への批判も聞かれ、本年10月から返礼品と関係事務費を寄附金の50%以下にするなどの新ルールが設けられました。新ルール適用に当たり、村では返礼品の変更があったか、具体的にお伺いいたします。

また、村として寄附金の増加に向けて、どのように取り組んでいるのでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

ふるさと納税制度につきましては、議員ご指摘のように、総務省告示によりまして、寄附金受領額の50%以下とすべき募集に要する経費、これには、今まで含まれておりませんでした寄附金の受領証や、ワンストップ特例に関する事務費など、募集に付随して生じる事務に要する経費が含まれることになったところでございます。これに伴いまして、本村におきましては、全ての返礼品の精査を行いまして、寄附金額の増額あるいは返礼品割合の調整を実施したところでございます。

なお、地場産品の基準の厳格化が行われまして、これに伴いまして、地場産品ではないとされて出品不可となった返品は、本村にはございません。

寄附金額の増額に向けましては、委託業者と協同いたしまして、新たな返礼品の開拓あるいは既存の返礼品についての改良、そういったものを行っておりますと同時に、今年7月には、ゴルフ場へのふるさと納税用の自動販売機の設置を行うなど、返礼品を通じて村の魅力を発信できるような取組に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） ありがとうございます。

では、（2）村のホームページでは、ふるさと納税の活用事業が紹介されており、中学生の台湾訪問や村のPR用映像制作が掲載されていますが、この制作されたPR用映像は、現在、どのように活用されているのでしょうか。

また、活用事例の紹介は、元年度までにとどまっており、ふるさと納税を増加する上で、令和2年度以降の活用事例掲載など、ホームページのリニューアルが必要と思われますが、その予定はありますか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 3 番議員さんにお答えをいたします。

ご質問のPR映像につきましては、平成27年度に政策推進課において、さらに平成29年度には産業課で、それぞれ作成をしております。

まず、政策推進課で平成27年度に作成をしましたPR映像につきましては、主に、合併60周年記念式典で放映をさせていただいた動画の作成及び福島放送で実施しておりますCM大賞、この大賞に参加するための動画の作成でございます。

さらに、神原田神社十二神楽の映像編集等を併せて実施をしております。

なお、合併60周年記念式典につきましては、既にその役割を終えておりまして、活用は、現在はしていないところでございます。

また、CM大賞への応募作品でありましたり、神原田神社十二神楽の映像につきましては、現在も村公式YouTube等に掲載をしており、活用を図っているところでございます。

一方、産業課で作成をしましたPR映像につきましては、主に県外でのイベントでありましたり、物品販売時に活用を図ったところでございます。

次に、ふるさと納税を活用した事例の紹介につきましては、議員ご指摘のとおり、令和2年度以降掲載をしておりません。この理由としましては、コロナ感染症の影響によりまして、基金を活用した事業展開ができませんでした。

なお、令和5年度におきましては、台湾交流事業や大山小学校の総合的な学習の十二神楽衣装の購入、さらにマチュピチュ交流事業等への基金活用を予定しておりますので、各事業への基金充当額が確定後にホームページに掲載をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） 分かりました。

ただ1つお尋ねしたいのは、この3年間、台湾に派遣事業、交流事業なかったと思いますが、多分、私の勝手な想像ですが、多少余剰金が出ていると思われれます。その余剰金は今どのようになっておりますか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 3 番議員さんにお答えをいたします。

議員のご質問の中でも触れられておりますけれども、毎年のふるさと納税寄附金を

頂いた余剰金と申しますか、原則2分の1程度の額につきましては、ふるさと応援基金のほうに全て積立てをして、基金上での管理を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） では、次の質問を伺います。

ふるさと納税が増えれば、村の自主財源の確保や返礼品の登録事業者の事業振興に結びつくものであり、新たな返礼品の開拓や企業版ふるさと納税を含めた情報発信の強化が必要と思われるが、今後どのように取り組んでいくか、方針を伺いたしたいと思います。今、お話しいただいたので割愛させていただきます。

次に、2番目の質問よろしいでしょうか。続けて伺って、お話ししても。

災害対応業務継続体制づくりについてお伺いいたします。

近年、国内では、局地的な豪雨災害や大地震等の大規模災害が頻発しており、活火山や山間部、河川がある村の住民の生命、身体、財産を守るための体制の整備強化は緊急を要する課題であり、次のとおりお伺いいたします。

(1) 第5次大玉村総合振興計画において、大規模災害への対応体制の整備、強化が、基本施策8、暮らしの安全の確保として掲げられていますが、村が想定する大規模災害には、どのようなものがありますか。

また、それぞれの災害に対応したハザードマップは、最新の情報を基に更新され、いつ、どのような方法で村民に周知されていくのでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 3番議員さんにお答えいたします。

本村におきまして、想定をしております大規模災害につきましては、大玉村地域防災計画におきまして、水害、土砂災害、風害、雪害等の一般災害及び地震による震災、安達太良山の噴火により火山災害、原子力事故等の事故災害など、大きく分けて4種類の災害というのを想定してございます。

現在、村において作成されておりますハザードマップにつきましては、平成22年8月に作成しました地震防災マップ、それと平成元年9月に作成しまして令和2年3月に改定してございますが、土砂災害ハザードマップという2つがございます。これらにつきましては、国や県の計画変更など災害情報、最新情報に基づきまして適宜、内容の更新を行うということにしております。

また、ハザードマップの村民の周知方法につきましては、作成時には全戸配布ということとしてしてございます。

また、村のホームページに掲載しまして、随時ダウンロードできるようにするなど周知に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） いろいろ努力されてハザードマップをつくられておるようですが、実は、私、今年、住民票を移しました。そのときに頂けなかったんです。それで、ち

よつと疑問に思っ、今回、このような質問をさせていただきました。

次の質問伺います。いいのかな続けちゃって。

(2) 国内の大規模災害では、避難所が被災想定区域内に所在していたなど、一部で避難所の指定の不備などが報じられていますが、現在、村が指定している避難所の適切性について、ふだんから確認、見直しが行われているのでしょうか。また、避難所の運営に必要な食料、燃料、備蓄品など、確認は適切に行われていますか。お尋ねいたします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 3番議員さんにお答えいたします。

本村の指定避難所につきましては、現在、農村環境改善センターのほか12か所、合計で13か所というものを指定してございます。これらにつきましては、村ホームページに掲載して、随時ダウンロードできるようにしてございます。また、防災計画の資料編のほうにも掲載してございます。

避難所の適切性ということにつきましては、本村では、災害の規模や種類に応じまして避難所を随時選定して、防災無線等によりまして避難所の開設情報を周知するなど、村民の安全を優先した避難所の開設ということに努めております。

避難所の運営に必要な食料、燃料等の備蓄品につきましては、村民屋内運動場の南側に設置しております防災倉庫に必要な物資等を保管、備蓄してございまして、在庫数等の確認、管理につきましては、担当で随時実施しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） もし災害が起きたときも、これだけの準備をしていただければ安心だと思いました。ありがとうございます。

次、(3) 総合振興計画では、村の災害緊急対応、業務継続の体制強化が挙げられていますが、日常業務について、業務再開の優先順位等を検討する上、業務継続計画BCPのような形で明文化され、村職員間で認識の共有が図られているのでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 3番議員さんにお答えいたします。

災害時におきまして、人、物、情報等利用できる資源に制約がある場合におきまして、優先的に実施すべき業務、非常時優先業務ということでそれを特定しまして、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源を確保するなどを目的にしまして、平成30年度に業務継続計画BCPということで策定しまして、職員間で情報共有というのを図っております。

村で機構改革により部課等の再編や職員の人事異動に応じまして、随時、計画の更新を行っております。特に、異動の年度当初には、非常時優先業務の見直し等の更新作業というのを実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 災害はいつやってくるか分からないものであり、日頃から継続業務の具体化、訓練を通じて対応体制の整備を図っていただきたいと思います。

ちなみに、私たちも協力して防災訓練に参加をしていきたいと思いますので、そういう機会をつくっていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、3番菅原貴子君の一般質問を打ち切ります。

2番渡邊初治君より通告がありました「教員の長時間労働を問う」の質問を許します。2番。

○2番（渡邊初治） 2番渡邊初治です。

議長の許可を得ましたので、これより1件の質問をいたします。

1番、教員の長時間労働を問う。

私は、玉井小学校に、長男が入学した昭和52年4月よりPTAの役員として平成2年3月まで、平成2年4月からは会長OB会の庶務として46年余り、先生方と関わりをもって、現在、協力してきているところでございます。

そこで、10月25日の福島民報新聞によると、県教育委員会が県内の教員を対象に実施した今年度の勤務実態調査では、長時間労働の解消は目標どおりに進んでいない。過労死ラインを超える残業も後を絶たない。県教委は、来年度からの新たな行動計画を練り、国も全国的な多忙化に歯止めをかけるとしております。現場の声を丁寧に酌み取り、さらに踏み込んだ対策を講じる必要があるとっております。

(1) 県教委の調査では、残業が月45時間を超える教員は、小学校40.8%、中学校58%、高校50.4%に上っております。本村の教員の残業時間を伺いたします。過労死ラインとされる80時間を超える教員はいるのか、教育長にお伺いたします。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 2番議員さんにお答えいたします。

県教委が実施しました調査は、令和5年度におきまして、抽出された学校の指定された1週間の勤務時間を元に集計された結果であります。本村が詳細に把握している年間の勤務時間の集計と単純比較とはまいりませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

令和4年度の本村の集計結果によりますと、時間外が月平均45時間を超える職員の割合は、小学校平均で35.9%、中学校で66.7%となっております。

また、年間に1回でも月80時間を超えた職員の割合は、小学校平均で5.1%、中学校で23.8%となっております。

以上です。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございました。

それでは、大玉村は単純に比較できないということではありますが、県教委の調査よりは低いということが見えてまいりました。

(2) 県教委は45時間を超える残業を、今年度までに令和2年度比で3分の1にする。80時間を超える残業をゼロにする目標を掲げております。校種や職種によって、逆に増加している教員の残業の主な内容は何か、また、職種によって違いがあるのかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 2番議員さんにお答えいたします。

教員の残業の主な内容につきましては、小中学校で共通するものとしまして、授業準備や成績処理が、主に時間を割いた業務となっております。中学校では、特に部活動が大きな要因を占めております。また、生徒指導や保護者対応なども増加する傾向にあります。

さらに、職種で申し上げますと、各校とも教頭の勤務時間が多くなっております。従来からの課題でもあり、学校それから教育委員会でも対策を行ってきたところではありますが、近年の教員不足に伴う病休や育休職員などへの不補充によりまして、授業に入る時間の増加や学級担任を担わなければならないなど、勤務時間のさらなる削減が困難な状況となっているのが実態です。

以上です。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） 小学校2つ、中学校1校でも、教頭先生が授業に出ているということが、今、分かったところでございます。

(3) 残業時間にならなく、早い帰宅を促され、仕事を持ち帰る闇残業をせざるを得ない教員もいるという実態についてはどうか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 2番議員さんにお答えいたします。

ご質問の、いわゆる持ち帰り業務につきましては、業務に関わるパソコンのデータ等は容易に持ち出すことができないシステムとなっております。また、その他の業務も含め、持ち帰り行わなければならない場合は、必ず管理職の許可が必要となっております。各校とも残業時間削減のためだけに早めの帰宅を促すような実態はなく、各校とも持ち帰り業務は、ほばないものと把握しております。

以上です。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） パソコンの普及等によりまして、昔の手書きから比べれば、相当の業務の進捗があるというふうに、持ち帰りはないというふうな認識の回答でございました。ありがとうございます。

(4) 県教委が進める対策として、校務や部活動、行事の見直しなどが挙げられているが、本村でも見直しの取組はされているのか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 2番議員さんにお答えいたします。

県教委が策定しました教職員多忙化解消アクションプランⅡに基づきまして、本村では、既に各種取組を実施しております。

主なものを具体的に申し上げますと、まず1つとして、校務の見直しでは、会議の精選やペーパーレス化、校務分掌における業務分担の見直し、2つ目としまして、部活動に関しましては、活動方針の策定による部活動休養日の設定や練習時間上限の設定及び部活動指導員の配置を行っております。3つ目としまして、学校行事につきましては、準備や運営の簡素化や見直しを行っております。4つ目としまして、このほかにも一斉下校日の設定、夏季休暇中における学校閉庁日の設定、校務支援システムの導入、村採用の非常勤講師やスクールサポートスタッフ、特別支援教育支援員などを配置しまして、教員の負担軽減を図っております。

また、地域学校協働活動などにより、多くの地域住民の皆様等にご支援をいただいているところであります。

以上です。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） 今、いろいろな項目に分けて削減されているということで、また、本村は人員を十分配置して取り組んでいられるということをごさいますて、大変ありがたいのではないかなと思います。

次に（5）として、英語教育の強化やデジタル機器の活用など、国の施策で新たな負担が生じているのではないかなと思います。

本村では、英語専科の教員やICT支援員を配置しておりますが、その成果をお伺いいたします。また、教員の負担軽減につながっているか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 2番議員さんにお答えいたします。

本村におきましては、学習指導要領にのっとりまして、令和2年4月から完全実施となりました3、4年生の外国語活動、5、6年生の教科に対しまして、当初から大山、玉井両小学校に専科教員の配置を行っております。

授業では、専科教員と共に外国語指導助手がチームティーチング体制で実施することによりまして、言語に慣れ親しむ環境や、英語のコミュニケーションに活用できる基礎的な技能の定着など、中学校以降につながる授業が行われております。

当初から、不安の大きかった教員の心理的な負担の軽減とともに、時間的な軽減も図られております。

また、ICT支援員につきましても、1人1台タブレット導入当初より1名を配置しまして、事業支援や校務支援、環境整備、校内研修などの業務を、毎日、各小中学校に交代で勤務し、支援を行っております。児童生徒や先生方のタブレット端末についての知識及び利用能力の幅が大きいことから、先生方のICT活動への思いを大切にしながら、授業における使い方を一緒に考えていくという姿勢で授業づくりを進めております。

また、ハードウェアやソフトウェアのトラブル、使い方へのヘルプが多く、その対応をICT支援が担うことで、先生方の負担軽減につながっております。

以上です。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） 今の回答では、本当に充実した大玉村の支援がなされているというふうに理解をいたします。

最後でございますが、長時間労働が教員の成り手不足につながっているとの指摘もあります。かつて教員は子どもたちが将来なりたい職業の上位を占めていたと、将来なりたい職業として教員に憧れる子どもたちが増えていかなければ、教員のなり手不足の解消につながらないのではないかなと思います。子どもたちが憧れるような教職員の働く環境をどのようにつくっていくべきか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 2番議員さんにお答えをいたします。

議員ご質問のとおり、長時間労働というのが教員のなり手不足の一つの要因になっているということは認識しておりまして、今現在も、国を挙げて働き方改革を推進しているところであります。

ただ、働き方改革といった場合でも、教育的に価値のある活動を削ってしまったたり、あるいは教員がやりがいを感じている業務を単純に減らしてしまうということは、教員不足を解消するための根本的な方法ではないというふうに考えております。教員を増やすという工夫、そして、今現在勤めていただいている現職の教員に元気に働き続けてもらう、減らさない工夫、そういった両面が必要でありまして、なおかつ、一番大事な教育の質を落とさないという視点も大切だというふうに考えております。

このために、国・県レベルでの抜本的な改革が、まずは本当に必要だというふうに考えております。具体的には、教員配置定数の改善が、これが一番根本的な解決につながるというふうに考えておりまして、機会を捉えて、こちらは県のほうにも繰り返し要望しているところであります。

ただ、今現在、村ができるということにつきましては、保護者や地域の皆様のご協力もいただきながら積極的に推進をして、教員が心身ともに充実してやりがい、情熱を持って子どもたちの教育に邁進することができる環境づくり、これらについて引き続き努めていくことが大事であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） 教育長さんからも回答いただきまして、大玉村が県内59市町村の中で、すばらしい教育に関する教員の労働条件の軽減に一生懸命やっているということ、ほかの町村にも分かっていただけではないかなというふうに感じました。これからも努力をしていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（押山義則） 以上で、2番渡邊初治君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時15分といたします。

(午前10時57分)

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

(午前11時15分)

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 5番斎藤信一君より通告がありました「第5次大玉村総合振興計画の進捗状況は」ほか1件の質問を許します。5番。

○5番（斎藤信一） 5番斎藤信一です。

さきに通告した2件の一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、第5次総合振興計画の進捗状況ということなんですけれども、大玉村では、令和3年度に今後10か年の村づくりの基本的な方向性や、そのために取り組む施策を定めた村の各種計画の最上位に位置する計画である第5次大玉村総合振興計画を策定しました。数ある計画の中、住民の方々からその後どうなっているのかという声が多数寄せられた計画について、進捗状況と今後について伺っていきます。

(1) 農福連携推進事業（仮称）おおたま再エネ・アグリパークについて。

令和4年度に基本構想策定業務が委託されましたが、現在の進捗状況を伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

昨年度、再生可能エネルギーを核とした農福連携推進事業基本構想の策定を完了いたしました。今年度につきましては、事業計画をそれぞれ進めるために、福祉事業所や村内の農家、さらには再エネ関係の企業との意見交換でありましたり、実際に農福連携を実践している先進地の視察等を行いまして、情報の収集をそれぞれ行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

事業所など関係者のほうから情報収集、意見交換などを行っているということですが、具体的な内容をお聞かせください。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

本年度取り組んだ内容を時系列に申し上げます。

4月28日におきましては、福祉事業所の懇談でございまして、対象は、福島県あだち地域相談センターあだたら、それと相談支援事業所ふりーらんす、さらに就労継続支援事業所こころの郷あだたら、またNPO法人オハナ・おうえんじゃー、就業継続支援事業所東日本ケアサービス大玉でございます。

6月12日には、木質バイオマス関係を取り扱っております藤田建設工業と意見交

換を行っております。7月11日には、あだち共労育成園との福祉事業所意見交換でございます。7月18日でございますが、村内の9軒の農家の方々と意見交換を行っております。8月14日には、JAふくしま未来との意見交換会、10月18日には山形市の内外ファームに出向きまして、農福連携としての先進地視察研修を行っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） 各種団体との意見交換を行っているということなんですけれども、その福祉事業所、近隣だったり、あと山形県の内外ファームのほうに行かれたということなんですけれども、その中で課題とか、そういうところがありましたら教えてください。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 5番議員さんにお答えいたします。

意見交換いろいろ出てまいりましたが、例えば、福祉事業所の場合ですと、まず、この農福連携の基本構想、災害公営住宅の跡地に農福連携の施設を造って、障害のある方を雇用してというような概要を、まず説明しまして、そういった場合に、例えば障害を持つ方々、福祉事業所に通われている方々が、そこで働くことができるかどうかというような話を意見交換させていただきました。その中で、やはり表での作業になりますので、やっぱり暑いときにはちょっと厳しいとか、あとは、もう既にいろいろな仕事を請け負っていますので、なかなか新たにお問い合わせしても急には対応できないというようなところが、課題として上がってきております。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） 障害者の方々のほうにも、既存の事業とかもあるということで、なかなかすぐには対応できかねないというお話聞きましたが、それに対して、今後どういうふうにお考えなのでしょうか。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 5番議員さんにお答えいたします。

まだ検討段階ですので答えは出ておりませんが、この事業自体、すぐに事業化されるものでございませぬので、まだ時間があることから、また事業所と話を重ねながら、仕事というか、派遣していただけるような相談を、またしていきたいと思っておりますし、あと例えば、特別支援学校に通っている生徒さんなんかにも声をかけて、将来的に働いていただけるような、そういったことも進めていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） 時間をかけて、ゆっくり研究、検討を重ねていくという見解でよろしいですか。そして、あと今、学生の方々とかにも、そういった取組を周知をして、

今後の、そういうところに入っていただくということも含めて検討しているということで、ありがとうございます。

地元、村内の農家さんだったり、JAさんだったりとかも、そのお話しを持ったと思うんですけども、その中で課題などありましたら、お願いいたします。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 5番議員さんにお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、村内農家の方々、いろんな作物を栽培されている農家さんにお集まりいただきました。例えば、イチゴであるとか、米、チェリートマト、アスパラ、あとは花卉、花ですね。ブドウとか大豆とか、あとは果樹とかとありまして、作物によっては、障害のある方でもできるというようなものも確認できましたが、中には、やはり恐らく難しいだろうというようなところもありますので、そういった意見も踏まえて、今後、どういった作物が適しているのかということ进行调查、研究してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） いろんな作物の栽培など検討されて、物によっては障害を持った方々でも可能であるということで。ちなみに、当然ですけども、管理だったり、何か施設、農業だと人手もたくさん欲しいと思うんですが、そういうところはどうか、ふうにお考えなのか。例えば、JAあたりが監督という形で、そこに入るのかとか、そういうところの考え方を聞かせください。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

管理といいますか、指導員の立場の方という位置づけになるかと思っておりますけれども、一つとしましては、今、設立が進んでおります農業振興公社の加盟されている方々のご指導を賜るとか、あと、以前から申し上げておりますとおり、従来、農業されていた方でリタイアされたような方々にも、お手伝いをいただくという想定で、現在そういった形で検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） 具体的には、振興公社の加盟者に、その指導だつたりを頼むということで、あと何ですか、引退された方々などということですか。常にそれに対して管理するような方は特段考えていないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

施設の中、以前、パース図を議員の皆様方にもご覧をいただき、配付をさせていただきましたが、施設配置の中には管理棟というものもございまして。その中に機械器具等も収納するスペースを設ける、今現在の計画でございまして。こういったことから、一貫して施設を管理する方の配置というのは、当然、今後考えられるものと思ってお

ります。

さらに、栽培管理につきましても、先ほど申し上げましたとおり、いろんな形でお手伝いをいただきますが、通年を通してそれらに携わっていただく方というの、数名程度には必要になってくるかとは思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

常駐される方もいて、あと専門的なことは外部の方々からも指導を受けるという認識でよろしいでしょうか。

この農福連携事業に関してなんですけれども、今後の見通しというんですか、どのぐらいで、その計画をどういうふうに進めていくかということと、あと、最終的に何をやるにでもお金かかると思うんですが、その辺どういうふうにお考えしているんだか、具体的な予算、今、概算で出ているようなものとか、その辺をお聞かせください。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

農福連携事業の今後についてということよろしいでしょうか。

これらにつきましては、議員おっしゃるとおり、まずは特定財源の掘り起こしというのが課題になってまいります。これらは、国・県または民間を問わずに、今、模索している最中ではございますけれども、なかなか施設全体を通した補助メニュー等合致するものが、今現在、難しいというところがございますので、以前申し上げましたとおり、企業版のふるさと納税等の活用も視野に入れながら、今後、調査研究をさらに深めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

今後、いろいろ研究をして、その予算のほうを見つけていくという認識でよろしいですか。

（2）番にいきます。

スマートIC整備事業ということで、令和3年度にスマートIC設置検討業務が委託されましたが、現在までの進捗状況を伺います。よろしくをお願いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

本村のスマートIC整備事業につきましては、設置の第一段階となります国直轄の準備段階調査の採択に向けまして、令和3年12月から本年5月まで国や県、ネクスコ東日本の参画をいただきながら、その必要性や整備効果等の資料検討を主といたしました勉強会を都合7回ほど行ってきたところでございます。勉強会での検討を終えた今年の5月には、国土交通省の本省に設置の中央要望を行ってきたところでございます。

結果といたしまして、今年度の準備段階調査への箇所づけには至らなかったわけですが、引き続き、次年度の採択に向けまして、現在、新たに検討会議を組織いたしまして、この会議開催の準備を進めているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

勉強会を今までやってこられまして、検討会議をつくったということなんですけれども、その検討会議と勉強会の違いとか、その辺ちょっと説明いただければお願いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

これから会議を行います検討会議でございますが、これにつきましては、引き続き国や県、ネクスコ東日本の参画をいただきまして進めてまいります。勉強会よりも、さらに上位の職、例えば、今まで出席が課長補佐であったらば、次、その上位の課長に出席をいただく。そういったワンランク上の職にある方々に出席をいただくということで、進めているところでございます。この上位の職の方による検討会を通しまして、議論を深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） 今までの勉強会に出席していただいた方より、より上位の方々がメンバーとしてその会議を進めていくということですね。ありがとうございます。

スマートインター自体もそうなんです、バスストップなど、そういう計画とかも、以前、聞いているんですが、その辺の現在の状況などお聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

高速道路のバスストップにつきましては、現在、休止中となっております。これらの再整備に向けても検討を進めているところでございまして、バスの運行会社に大玉のバスストップが再整備された際には、停車の意向があるかどうかというふうな意向の調査も行っておるところでございます。

高速バスストップの再整備につきましては、スマートインターの整備と密接に関連いたしますので、これらスマートインターの整備の検討会、これらと歩調を合わせながら検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

じゃ、バスストップもスマートインター等も、セットという考え方でよろしいですか。そこら辺は。ありがとうございます。

検討している段階だと思うんですが、土地の選定だったり、あと、そこに関しての

接続道路であったり、既存の道路はどういうふうにお考えなのか、分かっている範囲で教えてください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

スマートインターの設置場所、それから構造、接続道路、これらに関しましては、村といたしましては、県道の本宮土湯温泉線の核にした箇所にとりうふうに考えているところがございますが、現在検討の中で、幾つかのパターンの線形、さらには接続箇所、これらが出されてございます。最終的には、準備段階調査の中で、国のほうが最終的にこの方法でとりうふうなことになると思いますので、現時点での、この場での回答はできないわけでありまして、それに向けた資料の積み重ね、これらを進めているところがございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

県道本宮土湯温泉線を、そこを今やりたいなということで、いろいろ検討を進めているということ。今後に関してなんですけれども、さっき1番目の質問でも言いましたが、その予算的なものとか、例えば、今おっしゃった接続道路であったり、既存の道路の整備であったり、当然、お金かかってくると思います。その辺をどういうふうに考えているのか、お聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

スマートインターの整備につきましては、本線から料金所まで、これらについては国が設置をするというふうなことでの事業になります。自治体が負担をいたしますのは、料金所から接続道路まで、あるいは接続道路の整備というふうな部分になります。これらにつきましては、国土交通省所管の各種道路事業、そういったものの活用を図りながら、事業化を進めてまいりたいというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

本線から料金所までは国ということで、料金所から接続道路、県道だったりまでが村のほうで管轄するというので、今、国土交通省の枠組というお話聞きましたけれども、それはどういうものなんでしょうか。教えてください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

これにつきましては、新たな道路開設あるいは道路の改修というふうな形になりますので、現在あります、いわゆる社会資本総合整備交付金事業、そういったもの、それから、それ以外の各種交付金であったり補助金であったり、それらの活用、これを今後、事業費も明確になってまいりますので、それらの活用を検討してまいりたいと

いうふうを考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

次、（3）番なんです、村民交流施設及び子育て支援センター建設事業ということで、令和3年度に基本構想策定業務が委託されましたが、現在の進捗状況を伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

本事業につきましては、令和4年3月8日に業務委託契約を締結後、令和4年度に繰越事業として繰越しをした上で、基本構想の策定を完了いたしました。

今年度につきましては、現在、大玉村産の木材を使用して建設するという前提で、玉井財産区有林の現地確認でありましたり、今後、木材を伐採して乾燥、製材等の必要な工程の確認、それから、これらに詳しい関係者からのアドバイスをいただくなどの協議検討を重ねているところでございます。また、建物内の遊戯スペースや外構の検討も同時に進めております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

材料の検討だったり、中身の検討も同時に進行しているということなんですけれども、その材料のほうなんですけれども、当然、切つてすぐは使えないと思います。そして、当然、補助金だったり、そういうものを活用すると思うんですけれども、補助金のほうを活用するとなれば、当然、その期間も決まってくると思うんですよ。そして、そういうところ、例えば、今日切った木を明日使うということは不可能だと思うんですが、どういうふうにお考えなのか聞かせてください。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、切った木をすぐ製材というわけにはまいりませんが、今現在の工程としましては、伐採後、約20か月の乾燥期間を設けると、そういった必要性があるというふうに出されております。

このために、事前に国のほうと協議をした際には、大玉村産の木材を使用した補助事業の取組というのは可能ですよというふうな事前の回答をいただいておりますので、この計画で進んでいるところでございます。

また、財源の確保策でございますけれども、所管としましては国土交通省になります。この国土交通省の中に、都市構造再編集中支援事業というものがあるようでございます。この中に、こういった大玉村の取組に合った補助メニューがあるようでございますので、それらを活用するために、今、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

都市構造再編集中支援事業ということで、いろんな補助金のほう、見つけられるとは思いますが、大山公民館もかなり老朽化が目立っております。本当にワークショップですか、そういうのに参加した方々、それ以外の方々からもすごく楽しみにされる声が多いです。みんな本当に待ち望んでいると思うので、今後、今聞きました20か月の乾燥期間、そして、そのまま、例えば10年も20年も置いておけるわけでもなく、適したときに施工しなくちゃならないと思うので、その辺、補助金だとか計画とかの兼ね合い、すごくあると思うので、ぜひ慎重に進めていただければありがたいと思います。

(1)番、(2)番、(3)番、全部いろいろお金かかるやつだったんですが、これを総じて村長のほうから今後の見通しとか、今の思いみたいなのを聞かせていただければ、よろしくお願いします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 5番議員さんにお答えをいたします。

財源の確保がなければ事業はできないということは、前から申し上げています。

異次元の子育て支援ということで子育て支援センターに対する補助を期待しておりましたが、幾ら調べてもそれに対する、例えば2分の1とか、3分の1の補助も見つからないという状況の中で、新たな財源の確保ということで、国土交通省の、今言った補助メニューがあると。

ただ、これには条件がありまして、都市計画の中の大玉村は白地地域といって用途指定がされていないと。用途指定がされていないところは、その立地適正化計画という、大玉村の中にどういうものをつくって村の活性化を図るんだと、地域振興を図るんだという、立地適正化計画というものを、国の認定を受けないと、先ほど言った社総金2分の1の助成が得られないということで、これは、当初6月に補正予算で、そのコンサルに対する委託料を計上させていただきましたが、それで今、委託をして進めておりますので、これについても東北整備局とか福島県が全面的に支援をいただいています、計画づくりには。

ということで、これが来年の夏前までに早ければもうできるんじゃないかと、少なくとも来年度中にはこの計画が出来上がると。そうすると、改めて2分の1の社総金の申請ができるということになりますので、少し時間はかかりますが、何億という、これ全部含めると何十億というお金になろうというふうに考えますが、その2分の1頂いて、残りの半分の7割とかを起債ということでやると積立てをしてまいりましたので、その後の返済にも支障はないだろうというふうに考えて、長期的に財政硬直化しないようにということを考えながら進めてきましたので、しっかりと財源を確保して実施したいと。

住民の皆さん、すぐ造ってほしいという要望は、もう本当に十分に承知しているんですが、やはり将来のことを考えて、財源的に無理のないしっかりとした計画で進め

てまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

将来の負担がかからないように返済のことも考え、その計画を整備していくということで、ありがとうございます。

さっきも言いましたけれども、本当に、皆さん待ち望んでいる方も多数おられますので、そういう話を聞けば、いつできるんだ、いつできるんだと多分なっちゃうと思うので、その辺、今回、みんな村の方々に知っていただきたいなと思って、この質問させていただきました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

子育てについてですが、本村では、子育て応援村を掲げ、早くから保育施設をはじめ多数の子育て支援策、定住支援をしてきました。自然豊かな場所で子育てができる環境もあり、これまで多くの方々が、本村を子育ての場所として選んでいただいています。現在では、周辺行政も本村と同じ、またはそれ以上の施策をしている状況であります。

①幼少期の食育の重要性はということで、幼少期は成長にとって、とても重要な時期であり、栄養のバランスの取れた食事が必要だと考えます。食育を通じて正しい食事の知識や習慣を身につけることで、健康な成長を後押しすることができます。また、不適切な食事習慣は、集中力の低下をはじめ様々な健康問題を引き起こす可能性もあり、また、食育は地域の農業を大切にすることも促します。日頃から地元の食材を食べることにより、生産者の思いや考えを学び、子どもたちは自分たちの地域や農業について理解することができます。

本村では、保育所には無償の給食があり、小中学校にも食材費半分補助されている給食があります。幼稚園において、手弁当一択しか選択肢がない中で、給食実施の考えを伺います。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 5番議員さんにお答えいたします。

ご質問にもありましたとおり、幼少期におきまして健康な心と体を育てるためには、保護者の皆さんと協力をして、望ましい食習慣を形成するということが大切であるというふうに考えております。

現在も、幼稚園におきまして、園だよりなどによって食育情報の提供や、栄養士を招いての食育講演会の実施、生活リズムに関する啓発資料の配布や料理体験などを通して、食べる力、感謝の心、郷土愛の育成という3つを柱とした食育を充実させるよう努めているところでありまして、現状としまして、幼稚園段階で必要な取組はなされているものというふうに認識をしているところです。

給食の実施につきましては、食育の手だての1つとして有効なものであるということとは十分認識しているところでありますけれども、以前より答弁をさせていただいて

おりますとおり、本宮方部学校給食センターからの提供というのは、現状困難な状況にあります。また、村単独での施設整備運営につきましても、現実的に厳しいものがあるというふうに考えております。また、外部委託等についての調査等も行った経緯はございますけれども、残念ながらそういった業者等は見つかっていないというのが現状にあります。

将来的な給食の提供、その他の方法なども含めまして、今後も、引き続き調査研究を努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

さっきも冒頭で言いましたが、食べ物、次の質問にもちょっとつながっていくと思うんですけども、都会だけの話じゃなく、本村でも共働きだったり、そういういろんな家庭の都合で満足な食事を取れていない方々も増えてきております。そういうところも考慮してもらいたいんですが、その辺どういうふうにお考えか。

そして、その給食、しっかりとしたご飯もあって、おかずもあって、汁物もあって、デザートもあってとか、以前からも言っているんですが、そういうものじゃなくて、本当に簡易的という勘違いをされるかもしれないんですけども、汁物の一つだったり、例えば、野菜とかの天ぷらであったりとか、そういったものを提供、そして毎日じゃなくたって大山と玉井でそれぞれ引き分けをすれば、数量だって300食もつくらなくていいと思うんですが、その辺どういうふうにご考えているのか、意見をお聞かせください。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

食の大切さということにつきましては、私どもも十分認識をしているところでありますし、食育につきましても、子どもたちだけではなくて、本当に生まれたときから高齢になるまで、一生を通じての食育ということが大切になってくるというふうに考えております。

議員からお話ありましたように、毎日のきちんとした給食でなくても、一部の物あるいは汁物だけとか、いろんな工夫ができるかというふうに思いますので、そういったことにつきまして、今後も調査研究を進めて、実施できる方法がないかということを考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

今後、研究のほうしていただけるということなんですけれども、その間にも、子どもたちはどんどん成長していきます。そして、私からすれば、すぐにでも始めてもらいたいというくらいなんですけども、そういうこともありますので、ぜひ、その辺も時間かければいいのかということじゃなくて、当然、皆さん生きていますので、今のその取組

が、子どもたちが何年かたったときに、すごく生きてくることです。

幼稚園もそうなんです、学童保育でのおやつ提供に関して、以前もちょっとお話ししたときあるんですが、例えば、休みの期間中であつたりとかで、親の仕事の関係で学童利用している子どもたちもおります。そういったところで、弁当のほうで持参されて来られますけれども、さっき給食をすごく重要というか、子どもたちがいるというお話のつながりなんです、学童保育でもそういう、今言ったような手づくりのおやつであつたり、例えば、そういうものを取り組めないのか、その辺の考え方を聞かせてください。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 5番議員さんにお答えをいたします。

学童保育のおやつということで、以前にもご質問いただいたかとは思いますが。

社会福祉協議会のほうで学童のほう進めておりますが、そちらについて、社会福祉協議会のほうとは、十分、打合せをしながら検討して、調査研究していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） 検討を重ねていくということなんですけれども、子ども食堂なんて、ほかの議員の方も言われるときがあるんですけれども、貧困だけが原因ではない。その在り方について。孤食というんですか、1人でご飯を食べている。そういう子どもたちが大玉村にもたくさんいます。私が知っているところにも、両親はもう朝早くから夜9時頃までは家にいない。子どもたちだけで家にいるという家庭があります。あそこは兄弟もいますが、それでもやっぱり孤独に食事をする。当然、ガスとかを、小学生とかだと使えない。電子レンジでチンしたものを食べているとか、そういう家庭、本当にたくさんあるんです。そこに対して、村のほうでどういうふうに考えているのか。

そして、こういう地方、田舎だと、子ども食堂を開設しても、やっぱり行きにくいと思うんです。今言った貧困とか、そういう変なふうに勘違いされちゃって。共食というんですか、楽しくみんなで食べるという時間をつくってやれるには、どういうふうなやり方がいいのかということなんですけれども、やっぱり学童であつたり、幼稚園であつたり、そういうみんなが一堂に会している場所で、そういうものやっていくのが一番簡単な方法なのかななんて私は考えるんですが、それについて見解をお願いします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申し上げます。

子ども食堂については、大分性格が、今、議員ご指摘のように変わってきておりますので、都会の場合にはコンパクトシティといって街の中につくって、そこには集まる手段もありますが、大玉の場合には、なかなか設置してもそこまで行く手段がないとかいうのがありまして、現実的に、直売所のところに、たまちゃん食堂等休みの日

に使うとか、いろいろアイデア考えましたが、結果的には、やっぱりちょっといけないんじゃないかということもありますので、子育て支援センターには、今度は調理場ができますので、あそこを利用することができないかということも含めて検討しております。

そうすると、大山地区と玉井地区が入りますので、やはり近場に欲しいとなると、玉井地区にも欲しいとなると、農協前のあの辺の施設ですね、集まる施設、人数の関係もありますが、ああいうところの活用もしくは改善センター等を使うとかということについては、今後、子育て支援センターの、ちょっと時間がかかりますが、設置に合わせて検討をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

さっきも言いましたが、皆さんこうしている間にも年は取りますし、時間が流れています。時間はかかるかもしれないですけども、本当に今必要としているそういう子どもたちがいる。そして、それは少数じゃないんだということを、しっかり理解していただきたいです。よろしく願いいたします。

次に移ります。

②在宅子育て応援奨励金の拡充ということなんですけれども、以前にも質問させていただきました。

本村では、県内で初めてこの制度をつくり運用してきましたが、内容は、在宅で育児を行っている保護者に対し、生後6か月を超過した日から満1歳に到達する日までの子ども1人につき限度額1万円、最大6万円を支給するということなんですけど、県南の石川町では、前に聞いた話だと、本村のほうに研修にも来られたというんですか、石川町でやっている施策としては、生後6か月から満3歳に達する日以前の最初の3月31日ということで、幼稚園の就学前までに保育施設などを利用しないで子育てをしている保護者に対し、月額1万円を支給する在宅育児支援金制度があります。1歳になるまでの6か月とあるんですけど、お金の問題ではない、金額の問題ではないと思うんですけども、やっぱり保育所のほうが無償という形でやって、それは大変素晴らしいことだと私も考えております。

ただ、生まれた子どもが全員保育所に入っているわけではなく、当然、家庭で子育てをしている家庭はたくさんあると思います。そこに対して、制度の拡充だったり検討できないかという質問なんですけど、その辺の見解をお聞かせいただければ。よろしく願います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えいたします。

このゼロ歳児についての事業を決定したいきさつについて述べさせていただきますが、まずは、子育てに関しては、役場としてというか、保育の関係としては、せめて1年間は在宅で子どもと一緒に育ててほしいというのが、我々の子育てに対する考え

方、望みなんですね。ですから、1年間は親が育てると。ただ、この近隣は、なかなか復帰しないと、復帰しにくかったり、小さな会社が多いので、その辺すぐに、生まれて1年間というのが難しい。今は大分改善されましたので大丈夫だと思うんですが、この制度ができた頃は、会社に早く復帰しなきゃいけないというような事情がありましたので、我々が望む、1歳まで何とか在宅で子どもと一緒に過ごしていただいけませんかということで、在宅をやっていただいた方に、月1万円ずつ支給しましょうということで始まった趣旨です。

これについて、あとほかの市町村が大玉に来て、視察に来ています、3件も、4件も。そして、少しずつ実施をしておりますが、その町村が保育料を無料にしているかどうか。例えば、ほかの市町村に保育した場合でも、大玉の場合には年間60万支給をしておりますので、そういうふうにしてトータルで考えたときに、最初考えた1年間何とか在宅で子育てしている方に支援をしたいという考え方でできたものですので、当面はこれでいきたいなというふうに考えております。

ただ、周りがだんだん、今のところ本当に一、二町村の少ない実施ですが、これが広がってくれば、やはり村も考えなきゃいけないなというふうには思っております。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

せめて1歳までは家庭で育ててもらいたいという、その話も伺いましたが、幼稚園まで3歳になるまで家庭で子育てをするということが、保育所が悪いとかそういうわけではなく、お母さんとかの話とか聞きますとちょっと難しい、調べたので難しいことだったんですけども、対象恒常性なんて言葉で、自分の目の前から他者などの対象がいなくなっても、その対象は変わらずに存在していると思える感覚という、お母さんという、その子どもからの絶対的な思い、子どもを安心させるというか、そういうのが幼少期にしっかり、いつも親と過ごすということで培われるなんてお話を聞かせてもらいました。

うちも在宅で育てさせていただいていますが、だからって、ほかのどうこうではないんですが、やっぱり今の社会が、昔とやっぱり違うというのが皆さん認識していると思います。その中で成長していくにつれて、不安感をあおられたり、安定しなくなる、人のことを否定したりしてしまうとか、そういったことにつながっていくという、ちょっと調べさせてもらったら、そんなことも書かれていました。

だから、幼稚園に入るまでは見てやりたいんだという保護者さん、お母さんの話を聞かせてもらったりしたときに、確かに、保育所無償でやっている。今、村長おっしゃったみたいに、ほかの市町村に行っても60万円出しているんだというお話ありましたが、保育所に預けている人がそうじゃないという意味じゃなくて、本当にそうやって我が子と向き合おうとしている親に対して、村のほうもしっかりそういう人を見ているんだよという、そういうのもあると思うんですよ。

だから、最初に、冒頭にも言いましたけれども、金額ではないんですという話はそ

うということなんですけれども、そこを踏まえた上での見解をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

おっしゃる趣旨、十分に理解しているつもりで、そのとおりだというふうに考えています。

あとは、制度として、一旦始めた制度というのは、拡大するとしても縮小はできないというのが行政の責務になりますので、やはり財源は当然伴いますし、これから質問があると思いますが、いろいろ子どもに対する負担というのが増えてまいりますので、その辺も含めながら、趣旨については十分理解しておりますので、十分に検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

本当に子育てということで、いろんなやり方、考え方があってと思うんですが、こういう考え方もあるんだ、そして、そういう保護者もいるんだということを、しっかり理解していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、5番斎藤信一君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午後0時07分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 11番武田悦子君より通告がありました「脱炭素社会の実現に向けた取組について」ほか2件の質問を許します。11番。

○11番（武田悦子） 11番武田悦子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告しました3件について一般質問を行います。

最初の質問は、脱炭素社会の実現に向けた取組についてです。

近年、気候危機と呼ぶべき非常事態が起きています。世界各地で起きている異常な豪雨や台風、猛暑や森林火災、干ばつや海面上昇など、大きな問題となっています。日本も例外ではなく、これまでに経験したことがない豪雨や暴風、猛暑などが来ています。さらに、農作物や生態系にも影響が出ています。特に、今年の夏の猛暑はひどく、6月から8月の平均気温が、統計開始以降、最も高い気温となりました。この要因は、経済発展に伴い、温室効果ガスを大量に放出したこととされています。

では、この危機的状況を改善するためにどうすればいいのか。二酸化炭素など温室

効果ガスの排出を抑える必要があります。京都議定書やパリ協定では、温暖化対策を大きな目標としてきました。昨年11月には、衆議院、参議院で、気候非常事態宣言が採択されるなど、気候危機対策、脱炭素に向けた取組が求められています。これらの対策は、自治体や企業でも取り組まれています。大玉村では、どのような対策が行われているのか伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えいたします。

温室効果ガスの削減を目的といたしました対策としては、再生可能エネルギーの活用や省エネ、リサイクルの推進、あるいは排出されるごみの減量化などが挙げられるというふうに考えてございます。

本村における具体策といたしましては、公共施設への太陽光発電設備の設置や照明のLED化、公用車への電気自動車の導入等を進めているところでございます。また、補助事業といたしまして、住宅用太陽光発電設備、蓄電池設備への補助、さらには家庭から排出される生ごみの減量化による焼却処理の削減と有機資源への循環を目的といたしました生ごみ処理機、処理容器購入者への補助等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 村でもさまざまな取組が行われておりますが、この課題は、国や自治体、企業だけが取り組めばいいというものではありません。私たち自身も、この課題に取り組んでいく必要があります。

では、何をどうしていけばいいのか。

買い物でマイバッグを利用し、レジ袋の削減をすることや、ごみの減量化に取り組むことなども、その一つではありますが、住民はどのように取り組むべきなのか、住民の自主性に任せるだけなのか、この部分を村はどのように考えるのか伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

身近なところから住民の方々に取り組んでいただきたいという対策といたしましては、まず、プラスチック系ごみの適正な分別による再資源化、さらには、食べ残し等の食品ロスの削減、無理のない範囲での家庭での省エネや節電、こういったものが挙げられるというふうに考えてございます。

特に、私たち、ちょっとした意識づけでできますのは、食品ロスの軽減に向けて、各家庭において、例えば、食材等の過大な購入を避ける、あるいは外食や宴会の席等においては食べ残しを出さない、そういったちょっとした心がけ、こういったものも極めて重要でありますので、村民の皆さんにも機会を捉えて、これらに向けての心がけをお願いしたいというふうに考えてございます。

また、設備や施設という観点では、家電を買い換えるときや、住宅の新築あるいはリフォームに対しては、省エネの機能や性能を取り入れる。先ほど、補助事業でも申

し上げましたが、太陽光、そういったものを活用する。そういうものも呼びかけていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） いろいろな機会を捉えて、いろいろお知らせをしていく。分かっ
てはいても、なかなかこのぐらいは自分がやる、このぐらいは大丈夫だろうという、
どうしてもそういう意識に陥りがちなところもありますので、いろいろな機会を捉え
て、こういうことが、こういうことにつながっていくんだよという啓蒙を、もう少し
積極的に進めていただきたいなというふうにも思います。

これら日常的な取組、これも大変重要ではありますが、もう少し進めた取組として、
省エネ、村でもいろいろ補助しております。この部分、省エネ住宅、電気自動車、家
電製品、これらのことも部長からもありましたが、特に、省エネ住宅では、太陽光発
電や断熱材の活用、二重窓にすること、これらも大きな効果があります。屋根や外壁
の断熱効果を高める工事への補助、これを行っている自治体もございます。

村では、太陽光発電や蓄電池への補助、これはございますが、このほかの省エネ住
宅に対し補助を検討できないか。リフォームなど、この部分で補助ができれば、村内
事業者への仕事づくり、これにもつながるのではないかなというふうにも思いますが、
これらについての考えを伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えいたします。

住宅や建築物の省エネルギー化、これについては、消費電力あるいは燃料消費の節
減というものへの効果が極めて大きいものというふうに考えてございます。

現在、事業に対する補助といたしましては、福島県におきまして、省エネルギー住
宅改修補助事業を実施しているところでございます。これは、省エネ診断及び省エネ
改修。中身としては、屋根、天井、床、窓、壁等の断熱改修。それから、設備の効率
化等に要する経費に一定の補助を行うというものでございます。

令和5年度に耐震性の要件として、耐震性の追加や対象経費の拡充が行われており
ますので、今後、住民の方々の周知に努めてまいりたいというふうに考えてござい
ます。

以上であります。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 県でやっている省エネ住宅の補助というのも承知しております。
それに上乘せをして、村でやるとかという部分も検討していく必要があるのかなとい
うふうにも思います。なかなか村内事業者の活性化という部分では、この間、かなり
コロナ等々経済状況が大きく変わってきて、大変な状況が続いております。そういう
中で、少しでも村内で回せるものがあるのなら、村内で回せるような工夫をしていた
だきたい。この部分は、ぜひとも検討いただきたいというふうに思います。

これは令和5年の県の事業、もう春先から行われている事業ですので、周知も、も

っと早い段階で周知をしていただかないと、皆さんなかなか分からないかなというふうにも思いますので、そこも併せてお願いをしたいと思います。

次に、この省エネ脱炭素へ向けた取組の一つとして、先ほど来、電気自動車のお話もありました。村で購入する電気自動車、それはそれで大変有効ではありますが、この部分もう一步進めて、住民が購入する電動自転車、電動バイク、電気自動車、これらの部分についても補助を検討できないかなというふうにも思います。特に、電動自転車、これ、結構、今、使っていらっしゃる方多くいらっしゃいます。この部分に補助があれば、もっと皆さん、ちょっとした近くには車ではなくて、そういうものを活用して行くということも考えられるのかなというふうにも思いますので、これらについての考えを伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えいたします。

電動自転車や電動バイクの購入への助成制度についてのご質問でございますけれども、確かに、温室効果ガスを減らすにはということで、町なかにおいて、できるだけ車を減らす、あるいはガソリンから電動に変えていくというような取組というのが重要であるというふうに認識してございます。

現時点におきまして、福島県あるいは近隣の福島、郡山、二本松、本宮市等においては、現在このようなものに対する購入に対する助成制度、こちら設けられていないような状況でございますので、これらの普及の状況あるいは他の制度による助成の状況、そういったものも十分に調査しながら、調査研究を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） しっかりと調査研究をしていただいて、ぜひとも実現をしていただきたいというふうに思います。研究でとどまらないようお願いをしたいところです。

この問題、みんなで取り組まなければならない問題です。しっかりと計画や目標を持ち取り組むべきだというふうにも思っています。ゼロカーボンを進めるための宣言、これももちろん大切であります。しかし、そのことに基づいてみんなで取り組む、その中身こそが最も重要ではないかというふうに思います。身近なことからできる、このことを始めていく、そのための計画、目標、これらをどのように考えるのか伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えいたします。

地球温暖化対策推進法に基づきます政府の総合計画におきましては、温室効果ガスの排出量、これを2013年と比較して2030年までには46%削減するということを目標として掲げてございます。

これを受けまして、今後、大玉村地球温暖化対策実行計画、地域施策に特化したも

のでございますけれども、これらの策定を予定してございます。

本村におきましても、国と同様、2030年までに2013年と比較して温室効果ガス46%の削減を目標に取り組んでまいりたいというふうに考えてございまして、先ほど申し上げました身近なところから、あるいは行政が、企業が、それぞれに取り組んでいくべきこと、こういったことを一つ一つ積み上げながら、達成に向けた歩みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） これら今お話をされました計画、この計画を進めていく上でも、住民がどのようにそこに参画していくのか、住民自身がどう考えて、どう行動していくのかというところが一番大切な部分かなというふうに思います。この住民の意識を高めていく上でも、住民自身が考える機会、そういうことを話し合う機会、これらをつくるのが大切ではないかなというふうにも思っております。村が、その辺をどのように支援していく考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えいたします。

11番議員ご指摘のように、これらに対しましては、住民の方々の理解あるいは協力がなければ、推進ができるものではございません。今まで以上に周知、それからご理解をいただく機会の充実に努めてまいりたいというふうに考えておりますが、例えば、会合ですとか学習会、そういったものに、こちらから出向いて行くとか、それから、村内で開かれるイベント等で、そういったPRブースを設ける。また、当然、村内に向けて周知のチラシ等も配布する。これらについても進めてまいりたい。また、学校等との連携によりまして、学校等々でのそういった周知にも努められるかというふうな形で、これらを含めて、多方面に検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ありがとうございます。

ぜひ、村民の皆さんを巻き込んだ取組にしていただきたいと思いますというふうに思います。

次の質問に入ります。

予防接種事業の充実についてです。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、現在7回目の接種が行われています。このワクチンが有効かどうかは別の問題としまして、病気によっては、予防接種がとても有効なものがあるのも事実であります。この予防接種の種類を拡大するなど、より充実できないかについて伺いたいと思います。

まず、村ではさまざまな予防接種が行われています。多くが乳幼児や児童生徒、高齢者を対象としておりますが、法定外予防接種で村が助成しているのは何の予防接種

か伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

現在、村が助成している法定外予防接種につきましては、おたふく風邪ワクチン接種、妊婦及び生後6か月から中学生相当年齢のインフルエンザワクチン接種、妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫に対する風疹ワクチン接種の3種類でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 村では、肺炎球菌ワクチンの予防接種に補助が行われています。

日本では、悪性腫瘍や心疾患などに次いで、肺炎が死亡原因の5位となっております。また、肺炎により亡くなられた方の96%以上が65歳以上という統計もあります。肺炎の原因菌として、肺炎球菌が最も頻度が高いことも知られています。これらのことから、肺炎球菌ワクチンはとても有効だと思っています。

大玉村では、65歳以上を対象に、5歳刻みで、生涯1回に限り無料でのワクチン接種が行われていますが、このワクチンの接種率はどのぐらいになっているのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

高齢者の肺炎球菌の予防接種状況ということでございます。

65歳以上の方につきましては37%で、例外としまして60から65歳未満で障がいのある方につきましては100%、1人の方100%というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 37%ぐらいの接種率ということでございます。

私も、今年、この肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けなさいという通知をいただいて、がっかりしたやら、嬉しいやらという状況にはありますが、この肺炎球菌ワクチンの効果、5年ぐらいだというふうにも言われています。

今年発表された、昨年、令和4年の平均寿命、男性で81.05歳、女性は87.09歳となっております。令和3年に引き続いて少し下がったとはいえ、80歳を超えている平均寿命となっております。仮に65歳で肺炎球菌のワクチンを打って80歳までとなれば、15年間経過したということになります。5年しか効果がないと言われているワクチンですので、とっくに効果が失われてしまったということになります。2回目の肺炎球菌ワクチン接種も推奨されているようですが、この2回目のワクチン接種にも補助を行えないのか。高齢になって肺炎で亡くなる人を少しでも減らしたい、こういう思いもございしますが、検討されてはいかかかと思ひます。考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、肺炎球菌ワクチンにつきましては、65歳以上、初回1回のみ接種の公費負担ということでございます。2回目以降の任意接種分、法定外接種分につきましては、その公費負担をすることにつきましては、他の自治体、その状況につきまして調査を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 健康で長生きしていくためには、病気の予防というのも必要ですので、ぜひ、この肺炎球菌ワクチンの2回目への補助も検討していただきたいというふうに思っています。

次に、带状疱疹の予防接種ワクチン接種について伺います。

ここ数年、带状疱疹にかかる人が増えています。水疱瘡と同じウイルスであり、約9割の人は体内にこのウイルスを持っていると言われていています。加齢やストレスによって発症し、さらには免疫力の低下によって発症するこの病気ですが、強い痛みを持つのが特徴でありまして、水ぶくれのような発疹、これが出ることも知られています。この発疹が出る場所によっては、失明などの大きな後遺症が残るとも言われています。大変危険な病気であります。

この带状疱疹、予防するためのワクチンへ助成する自治体、大変増えています。福島県内でも2か所ありますが、補助を行っております。それだけ、この带状疱疹そのものを発症する人が増えているという事実の裏づけなのかなというふうにも思っています。

昔は、带状疱疹、1回かかれば、もうその後はかからないと言われておりましたが、最近はそうではないようであります。2回かかる人も出ているようであります。この带状疱疹のワクチンは大変高価であって、1回2万円ぐらいかかると言われておりますし、2回打たなければならないと、2回打つことを推奨されています。1回2万円のワクチンを2回打つということ、なかなかすつとできる人はそう多くないのかなというふうにも思っています。

ぜひ、この带状疱疹ワクチンへの補助、大玉村でも行っていただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

議員おっしゃるように、带状疱疹の予防接種につきましては、任意接種として費用が全額自己負担ということになってございます。不活化ワクチンで、医大のあたりでは、1回当たり2万1,560円というような金額だそうでございます。県内では、2自治体が補助を行っていると議員がおっしゃっていましたが、私どもは3自治体というふうには捉えております。ただ、近隣でそれを実施している自治体ございませんので、そちらのほうの動向を注視しながら、研究してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ありがとうございます。

答弁をいただく場面で、よく近隣自治体というお言葉をいただきますが、大玉村は大玉村でございますので、近隣自治体そう気にせずともよろしいのかなというふうにも思います。大玉村でやることで、近隣に広がると、これまでもそういう政策、大変多うございましたので、ぜひとも、この带状疱疹ワクチン、大玉村から始まって、二本松、本宮、広がっていけばいいかなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、定期接種に位置づけられているヒトパピローマウイルスワクチン、このウイルスは子宮頸がんの原因として知られています。現在は、小学6年生から高校1年生相当の女性を対象に行われていますが、2020年12月から男性への接種も可能となりました。

ヒトパピローマウイルスは、性的接触により感染します。女性だけに感染するわけではありません。男性が感染すれば、咽頭がんや直腸がんの原因となることも分かっています。ヒトパピローマウイルスワクチンの予防接種を男性にも広げるべきではないかと思います。考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員にお答えいたします。

ヒトパピローマウイルスのワクチンにつきましては、性感染症の観点から、議員おっしゃるように、令和2年12月より9歳以上の男性の接種が可能というふうになってございます。

その補助に関しまして、先ほどと繰り返しになりますが、近隣、その他、調査研究を重ねた上で、また検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） よく検討してください。

次に、インフルエンザです。

今、村内では、インフルエンザが猛威を振るっています。高齢者へのインフルエンザワクチン補助はもちろんです。子どもたちへのワクチン接種補助も拡大してはどうかというふうに考えます。

コロナウイルス感染症の予防から、免疫力が低下していることも大きな要因だと言われていますが、今年状況を見ると、やはり予防接種をして、仮にかかったとしても、症状を抑えることができればいいのではないかなというふうにも思います。

予防接種は自由診療ですので、それぞれの医療機関で料金に違いが出ます。保護者の皆さんは、少しでも安いところと考えます。子どもたちへの補助が増えれば、この苦労も少なくなるのではないかと思います。考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答え申し上げます。

議員さんおっしゃること、よく理解できるかなというふうに思います。

繰り返しになります。近隣、調査しながら、また子どもへの対応、そちらについて検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 近隣と足並みをそろえるのも大変重要であります、いかがですか。村長、お願いします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

言っている趣旨は十分に理解をしておりますが、やはり言いましたように、1回始めたものは継続していかなきゃいけないので、分かりましたと言いたいのはやまやまですが、やはり、今やっている65歳以上のインフルエンザ注射の無償化、これは本宮、二本松も、ほかもやっていないという、大玉村独自でやらせていただいています。

本宮については、コロナのときに一旦無償化をしましたが、コロナが落ち着いたということで、また元に、有償化のほうに戻したという経過がありますので、どんどん増やして、いろいろと補助をしていきたいのはやまやまですが、やはり財政的なものとか、そういうものも勘案しながら進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） いろいろ検討された上で、調査研究を進められて、ぜひとも実現できる部分から実現をしていただきたいというふうに考えます。

最後の質問です。

認知症対策をよりよいものにするための取組について伺います。

認知症は、脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、記憶力、判断力が低下し、社会生活に支障を来した状態をいいます。認知症の原因として、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症の3つが大きな割合を占めています。要因によって現れる症状も様々です。認知症患者は、平成24年には、65歳以上の7人に1人と言われていましたが、令和7年には、5人に1人になると推計されています。

認知症は、私も含めて身近な問題です。認知症になっても、その人らしく住み慣れた地域で暮らしていける、このことが大切です。

では、どのような支援があれば実現できるのかについて伺います。

認知症を発症した人が1人で外出し、自宅に戻れず行方不明になってしまう事案が増えています。2022年には、全国で延べ1万8,709人となっています。10年間で約2倍になっています。このうち491人が亡くなっています。この数字は警察に届出が出された数字ですので、実際は、もっと多い数になるのではないかと思います。いなくなったことが分かってから、いかに早く見つけるかが大切になってきます。

大玉村では、認知症高齢者への支援策として、SOSネットワークの取組が行われていますが、現在、どのような取組状況になっているのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

SOSネットワークにつきましては、現在、9つの事業所にご協力いただきまして、認知症高齢者の見守り体制の整備というのをやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） このSOSネットワークですが、これを活用された事例というのは、ここ最近はあるんでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

SOSネットワークを活用した事例というのは、現在のところ、ないというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 認知症を発症して、徘徊の可能性がある方への対策。村では、現在QRコード活用事業行われております。午前中の同僚議員の質問にも同様の質問があり、2名の方がそれを使っていたらと。活用されたことはないということでしたが、徘徊事例というのが全くないわけではありませんので、その皆さんがたまたまそういうことがなかったということなのかなというふうに思っております。

このQRコード、保護した人、ちょっと困っている人がいらっしゃるなどと思って保護した人、その方自身が、そのことに対して知識がなければ、このQRコードというのはなかなか活用できないということもあります。

そこで、今もう一步進めて、この高齢者の家族支援として、高齢者にGPS機能を持つチップでありますとか、いろいろなものを靴につけたり、かばんにつけたり、服につけたりをして、行方が分からなくなったときに、いち早く居場所を特定できる位置情報サービス、この費用を補助する自治体というのが大変多くなっています。家族が行方不明になったときに、すぐに警察に届け出る。これは、なかなかハードルが高いようでありまして、行方不明になってから時間がたてばたつほど亡くなるという最悪の場合へのリスクというのも高まってきます。いなくなって、すぐに、GPSをつけていて位置情報から行方が分かった。こういうことができれば、家族の安心、大きく広がるのではないかなというふうにも思っています。

大玉村でも、この部分に補助制度をつくれないうか、伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

GPSの活用につきましては、過去に検討した経緯というのがございます。ただ、携帯して持ち運ぶものでございますので、衣服に取りつけるなど、いろいろな形態ご

ざいますが、それを忘れてたり、機械がついていないというようなことで、そういう状況で、現在、QRコードということで、今やっております。

ただ、近隣、また近隣という言葉が出てきますが申し訳ございません。近隣でも活用している事例ございますので、そちらのほう参考しながら、先進事例の調査研究しながら、その補助の在り方、そして運用の仕方、そういったものも併せて調査研究していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 参考にできる事例が近隣にあつてよかったです。

GPS機能ついたもの、こういう部分はすごく進化をしているので、ぜひとも大玉村でも本当に調査研究を進めて、この間テレビでもやっていましたが、靴に取りつけて、それで位置情報を確認しているという話もやっていました。いろいろな形があるようです。ですので、ぜひとも認知症を持つ家族の皆さんの安心につなげる施策をつくっていただきたいなというふうに思っています。

今年の6月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法というのが成立いたしました。認知症の人が自身の尊厳を持ち、希望を抱いて生活を送れるようにするための法律です。認知症の人も含めた国民全体で共生社会をつくることを目的にしています。基本法の中では、認知症の人や家族などの意見を聞き、認知症施策推進基本計画を策定することを市町村の努力義務としています。努力義務ということは、絶対につくらなければならないというものではありませんが、大玉村では、この部分をどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法、その基本計画という部分でございますが、国のほうで基本計画の策定、そして県のほうで、これも努力義務ということではございますが、県の計画を策定されるということでございます。

そちらを状況を見ながら、また、本村においても計画するべきものなのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 今、共生社会という言葉があちこちで聞かれております。まさに認知症の皆さん、抱える皆さんにとって、共生社会の実現というのは理想であります。誰もが安心して暮らすことができる、そういう社会をつくっていくためにも、村としてしっかりと計画なり、目標なりを持って取り組んでいきたいというふうに思っています。

この認知症への支援として最も大切なこと、それは、私たち自身が認知症、これをもっと理解することではないかというふうに思います。村民が認知症を理解していく上での取組、認知症サポーター養成講座や認知症カフェなども行われていますが、さ

らに理解を深めるための取組として、今、村が考えていることがあれば伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

認知症、今現在やっていますサポーター講座、そういったものを充実させながら進めていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） これらいろいろな支援策、村だけが考えるものではなくて、やはり当事者であったり、その家族の皆さんの意見を聞くこと、これが大切なのかな。そこからまず始めること、これが必要なのかなというふうにも思っています。

また、村民自身が考える機会、これをどう提供していくのか。これも村の大切な仕事の一つではないかなというふうに思っています。

今回質問したそれぞれの課題では、どの課題でも、他人事ではなく自分のこととして考える機会、これをつくるのが大切だというふうに思っています。

村が抱える課題、それは村民一人一人が抱える課題でもあります。村民自身が考える機会をどうつくっていくのかが、問題解決のまず第一歩になるのではないかと思います。そのような機会、どうつくるのか、考えがあれば村長に伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申し上げます。

要は、役所、役場だけで相談を受けて、そこで対応するというよりは、やはり、今言ったように村民の意識を高めること、それから、あと医療機関等の専門的な意見を聞いたり、総合的な体制がないと、なかなか単一の場所では解決は難しい問題だなというふうに思っております。よく、マスコミ等で、この認知症対応というのは、よく報道したりしていますが、非常に難しい、個人の家庭の中にも入り込んでいかなきゃいけないというようなこともありますので、やはり、そういうもの、社会福祉協議会とか、それから役場のほうとか、医療機関とか、トータルで当たれるような体制づくりが、やはり必要なのかなというふうに感じているところです。

言うのは簡単ですが、なかなかその体制を講じるのは難しいですけれども、それがないと解決に向けては難しいだろうなというふうに感じております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ありがとうございます。

どの課題についても、それぞれの村民の大きな課題でありますので、行政だけでなく村民自身が参画できる場、これをより充実させていただきたいというふうにお願いをし、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、11番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後2時30分といたします

（午後2時12分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後2時30分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 8番佐原佐百合君より通告がありました「生活に便利なスマホアプリの推進を」ほか1件の質問を許します。8番。

○8番（佐原佐百合） 8番佐原佐百合です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります2件について、一般質問を行います。

まず初めに、生活に便利なスマホアプリの推進についてです。

時代の変化やデジタル技術の発展とともに、スマートフォンを持つ人が多くなりました。NTTドコモモバイル社会研究所が2023年1月に調査したところ、スマートフォン所有者の比率は96.3%となり、60代で9割を超え、70代でも7割となりました。若い世代だけではなく、シニアにもスマートフォンが浸透したことがうかがえます。

そこで、日常的に使用するスマホアプリとして、村の情報や住民の安全、よりよい生活をサポートするアプリの導入を検討できないか伺います。

まず初めに、無料で広報紙を配信できるマチイロアプリの登録についてです。

マチイロアプリに自分の住んでいる地域を設定すると、広報紙の最新版やバックナンバーを簡単に読むことができ、発行日にはお知らせが届きます。ふるさとや気になる自治体の広報紙も読めます。広報紙のほかに議会だよりを掲載すると、見ることができます。

また、自治体の最新ニュースが届くようになっています。健康や福祉、イベント、地域づくりなどのカテゴリーを絞り込んで閲覧することも可能です。私は欲張りなので全部入れているんですけども、最近の大玉村のニュースでは12月の公民館講座、あとはマチュピチュ村長の来村、あとうまいもの祭り、あと横堀平入居者募集、あと通勤通学バスルートの変更などが届きました。内容は、村内のホームページに誘導されたものです。

このように、今住んでいる地域のことや、遠く離れたふるさとのことを教えてくれるマチイロアプリは、人と地域をつなぐきっかけにもなります。マチイロアプリを導入できないか、考えを伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

議員おっしゃるマチイロアプリにつきましては、株式会社ジチタイワークスというところが運営する各自治体の広報紙が無料で読めるスマートフォン、タブレット用の

アプリであるわけでございます。

県内におきましても、導入している自治体が少しずつ増えてきておりまして、現在20を超える市町村が活用されているというふうに認識はしております。このため、既に導入しております先進自治体のほうから、運用方法やメリット、デメリット等をお聞きするなど、今後、調査、研究し、導入の有無を判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 自治体のホームページから広報紙を見ると結構大変なんですけれども、登録しておくとかさくさく見られるので、ぜひ近隣自治体を調査、研究し、導入に進んでいただけたらと思います。

次の質問です。

行政の情報発信やサービスを提供する公式LINEアプリの運用について伺います。

総務省の令和4年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書によると、全年代におけるLINEの利用率は94%になっており、多くの方に使用され、幅広い年齢層の方が使用しています。多くの方が利用するLINEを活用して、住民へのさまざまな情報発信や住民サービスの提供、行政手続のオンライン化を図る自治体が増え、住民の利便性を高めることはもちろんのこと、窓口業務など業務効率化も図っています。災害時には、住民の安全を守るために必要な情報をリアルタイムに届けることもできます。新たなツールとして公式LINEの運用ができないか、考えを伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

LINEによる情報発信につきましては、今現在まで何度かご質問をいただいておりますところでございますけれども、導入に当たって課題となりますのが、まず本村の情報発信であります広報紙、全戸配布のチラシ、ホームページ、このほかにフェイスブックでありましたり、旧ツイッターのX、さらにはインスタグラム等で発信をさせていただいております、その都度、担当職員が当該発信事務をしているという事務の煩雑化、作業工程の多さというものがございます。

これらの事務に加えまして、LINEでの情報発信の作業が加わるということになります。このため、既にLINEを導入しております自治体に話を伺いましたが、以前はホームページの更新データをそのままLINEに掲載することができたということでもございましたけれども、このため作業が煩雑ではなかったというふうにはお聞きしております。

ただし、LINEのシステムが変更されるたびに、ホームページの仕様変更などランニングコストが発生するという問題が生じているというふうにおっしゃっております。このため、現在では職員が手作業で情報を掲載して発信しているというふうにお聞きしております。掲載する情報量等にもよりますが、情報担当課で一括作業した

場合、数日間かけてアップロードすることもあるというふうに伺っております。

また、LINEによる情報を受信する方におかれましては、市町村から一方的に情報が発信されるため、不要な情報も受信してしまうことから、メール受信の煩わしさによりましてブロック率が高いというふうにもお聞きしております。

したがいまして、導入の有無につきましては、まずは費用対効果の検証、さらには次回のホームページの公開のタイミングなどを見計らいまして、導入の有無を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） そのような答弁が来るのかなとは思っておりました。

費用対効果もありますし、6月にやはり料金体系が一般の人と自治体と差別化されて、一般は有料になっていったんですけれども、ちょっと最後にこのホームページの件については後で話しますが、煩雑である、あとは更新に時間がかかる、あとブロックされてしまうというところについては、もし有料で、維持費はかかるかもしれないけれども、それなりのメリットはあると思います。情報発信する際は、年齢や性別など条件を細かく絞ったセグメント配信もできるし、住民からの質問や相談にも一時的に対応することができるし、24時間365日、受付が可能になるので、住民サービスの向上にもつながります。

また、直接電話で相談しにくい児童や生徒に対して、LINEなどで相談窓口を設置するのも有効です。悩みを抱える潜在的な被害者を早期発見する効果もあります。どうせお金をかけるんだったらかけたほうがいいのかなんて思って、無料ではなく有料で頑張ってみたらという提案もしたいです。

ほかの自治体がやっているからというわけではないんですけれども、村は村の考えでいいと思うんですけれども、県内いろいろ調べてみたら、LINEもしくはLINEでのデマンドタクシー、もしくは移住定住のほうでLINEを登録しているところが全部で42市町村あって、先ほど言ったようにホームページ更新、リニューアルしないと難しいのかなというところもありますが、なぜちっちゃな自治体でもできているのかというところがちょっと疑問なんですけれども、ここはちょっと後でまたまとめて質問するので、一旦このLINEの質問については終わります。

次、(3)の健康ポイントアプリの導入についてです。

健康寿命を延ばすウォーキングなどの運動の習慣が大切だと言われており、健康ポイントアプリを導入し、ウォーキングの歩数だけでなく、その日の体調、体重、血圧を登録してデジタル管理を始める自治体が増えています。大玉村健康ポイント事業は紙のポイント手帳にポイントのため、大玉村共通商品券や満点さくらカードと交換することができるのですが、もらったシールを台紙に貼るのを忘れていたり、なくしたりという方もいます。

そこで、若い世代の方にも気軽に取り組めるよう、ポイントをスマホで管理し、たまったポイントを電子マネーに交換できるアプリを導入できないか、考えを伺います。

先々の話にもなるとは思いますが、お考えを聞きたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

健康ポイントのアプリ導入につきましては、そのアプリが本村の健康ポイント制度にうまく対応するかなど、そういったところも含めまして調査、検討させていただきたいと思います。

また、たまったポイントは現在、村の共通商品券またはさくらカードと交換しておりまして、村内で商品券等を利用することによりまして、村内での経済の循環がなされる仕組みというふうになってございます。これを電子マネーに交換することにつきましては、スマホで利用できる何とかペイなどが想定されますが、何とかペイへ交換することによりまして、村外での利用が多くなることが想定されます。そのことから、現在行っている村内経済循環を維持するために、村の商品券等への交換が理想というふうにご考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 提案は電子マネーと言いましたけれども、やり方によっては村内の何かと交換はできると思いますので、そこはやりようだと思います。

満点100ポイント達成者は延べ人数何人ですという報告はありますが、ほかに集計していることとかはありますか。例えば利用者の年齢層だとか、これをやって健康長寿のこういうところにつながったよとか、そういうデータというのは把握できるのかな。このアプリを使えば、もしかしたらそういうところまで、ちょっと村民の皆さんの健康も管理できるのかなという思いもあって質問させていただきました。

今、その紙ベース、紙にシールを貼ってもらっている。先ほど、村内の経済の循環の維持というところを伺いましたが、それ以外にどういう効果があるのか、私たちは延べ人数の報告を伺っているんですけども、もしそのほかに集計していることなどあればお伺いします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 8番議員さんにお答えいたします。

ほかに集計しているものということですが、現在持ち合わせていない部分がございます。また、担当のほうにもちょっとその部分、確認しなかったということがございますので、お答えいたしかねるところでございます。

ただ、年代別ということでは担当のほうから確認してございますので、それについてはお話ししたいと思います。5年度の10月末現在で20代の方が1名、30代で7名、40代で5名、50代で7名、60代が44名、70代が156名、80代で49名、90代が8名、あと年代不詳ですが在勤者の方が5名ということで、今年度282名の方が1,000ポイント達成しているというような今現在の状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 年代別の人数、ありがとうございます。

この数字を聞いても分かるように、やはり20代から50代の方、18歳からこの事業、多分、利用できると思うんですけども、少ないなと感じます。何かやはりその手だては考えなければいけないのかなと思っております。一番働き盛りの人たちの健康管理を、そういうことに何か役に立てる仕組みを検討していただきたいと思いません。

今回、この便利なスマホアプリの導入を提案、3つしましたが、実は導入しただけでは駄目なんだなということが分かりました。ホームページのリニューアルが必要になると考えます。特にマチイロやLINEのアプリは公式のホームページに誘導されるので、せっかく誘導されてもホームページの、多分もういろんな情報が入っているので、階層が、クリックしていく回数なんですけれども、階層がたくさんあるので、また別なページに飛んでしまうという煩雑化もあります。

ホームページは今、パソコンとかスマートフォン、タブレットなどさまざまな媒体で閲覧されています。なので、デバイスごとにホームページのレイアウトが適切に切り替わるウェブデザインを採用する必要がありますし、あと最近のホームページは、専門的な知識がなくても誰もが簡単に更新作業を行うことができるソフトがあり、運用しやすいということも聞きました。ただ先ほど、部長からもありましたが、SNSとホームページを連動させる機能はあるんですけども、先ほどの話だとちょっとうまくいかないようなところもあると聞きました。

できたら、これは再質問になるんですけども、私、この質問をさせていただいてもう、かなり、5年以上たつんですけれども、今、村にあるホームページ、いつつくられたものなのか、何年ぐらい利用しているのか、そしてまた、このホームページを、LINEも含めSNSなんですけれども、先ほど部長からも答弁ありましたが、一緒にリニューアルするという予算をつけていただけないかという、逆にその提案をしたいんですが、考えを伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

大分この議論は回数を重ねてまいりましたけれども、議員おっしゃるとおり、ホームページのリニューアルという必要性は私たちも十分に認識はしております。ただし、ホームページをリニューアルするに当たりましては、最低でも600万円程度の費用がかかってまいります。

私たち、常日頃から大型の事業展開をする場合については、特定財源を見つけなさいと、これは村長からの指示もございます。何もやらなかったわけではございませんで、担当のほうでこれに対応する補助事業がないか、交付金事業がないかというのを常日頃から模索してございまして、実は昨年度も国の補助事業にチャレンジをしましたが、途中で不採択になりました。

これは例えば復興事業関係、震災復興事業関係でチャレンジをしましたが、風評払

拭のPR事業のそのホームページの1コマというんですか、そこだけは認めるけれども、全体的なりリニューアルは対象外ですということで、そこで不採択になった経過もごございます。そのほかにも県の事業関係でチャレンジをしましたが、これら全て認められなかったという経過がごございます。

今後こういった対応事業があるかどうかというのを模索しながら検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、何分そのほかのいろんな要望とか、今日も皆さんの中からいただいておりますけれども、全てに対応ができる予算規模ではございませんので、これはご了解をまずはいただきたいと思いますと思っております。優先すべき措置費でありましたり健康管理、そういったものへの充当は優先的に行いますが、何分こういったホームページのほうにつきましては、特定財源が見つかり次第、実施をしたいというふうに今後も思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 今日のほかの皆さんの一般質問を聞いていて、財政的に厳しいんだろうな、この提案をしたら多分そういう話になるんだろうなと思いつつ聞いていました。

皆さんが、担当の方が研修に行かれて、努力しているのも分かっています。この質問をすると多分、皆さんの仕事が増えるんだろうなとか、ほかに優先すべきものはあるんだろうなということは承知で、自分もここだけは頑張らなきゃいけないと思いつつ進んでいるところですが、その辺、昨日の夕方のYahoo!ニュースに「地味にすごいDX、地方が少子高齢化で生き残るヒント」と題し、郡山市の取組について紹介されていました。ほかと比較するわけではないんですけども、このDXが推進できる理由は市長の存在が大きいということで、4ページにわたって掲載されていました。

財政が、厳しいのは分かっております。村長、この例についてお考えを伺います。

○村長（押山利一） 8番議員さんにお答えします。

言っている意味は本当に十分に理解をしておりますし、住民の利便性を考えると実現はしたいということはやまやまですが、いろいろと申し上げましたように、ただ、ホームページのリニューアルとか情報発信が優先順位からいうと低いというわけではありません。私はこれは非常に高いと思っております。

外部に対しても大玉村を知っていただく、そして村民の方にも情報を正しく伝える、あと、早く伝えるということは大変必要になってきますので、DXの今、国の補助金等もごございますので、その辺も含めて1回600万円のリニューアルの予算はつけることはできるんですが、やはりホームページの場合には、すぐまた3年ぐらいでまたどんどん変わっていきますので、次から次とリニューアルを続けることができるかということの問題もありますので、議員言われたように、本当は内部でソフトを使って自分たちでつくれば、これは理想だなと思っております。

既に福島県内でも、職員がグループを組んで自分たちでホームページを立ち上げ、

そしてリニューアルというか、どんどんアップしている町もありますので、そういうことも含めて、地域おこし協力隊もその一部として来ていただいているという部分もありますので、もう少しその辺も含めて、自分たちでできるところを増やしていければなというふうに考えております。非常に情報発信は大切な行政のサービスだというふうに思っております。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 必要性を感じていただけているのはありがたいのですが、もうホームページ、私が議員になってから6年以上はたっているのですが、それ以上前からの古いものだと思うんですけども、これだけデジタル化、SNSとかスマートフォンの利用が増えていたら、多分、新しいシステムはもっと職員の皆さんの行政事務が効率化できるんじゃないかと思うんですね。

私も最近のは使っていないので分からないんですけども、そういうところも含めてぜひ住民のサービスの向上であったり、行政事務の効率化、その分、効率化ができた分、何か別のことにまた仕事に頑張っていただきたいなと思う気持ちもあります。ですので、財政、予算つけるの大変だと思うんですけども、前向きに検討していただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。

カーボンニュートラルに向けた取組についてです。

国は、2050年までに温室効果ガスの排出を植林や森林管理に必要な吸収量を差し引いた値でゼロにするカーボンニュートラルを達成すると宣言しましたが、非常に高い目標だと言われています。

しかし、私たちが子どもや孫、そして先の代まで地球環境を残すためには、どうしても行わなければならない大きな課題です。カーボンニュートラルの実現には再生可能エネルギーへの転換など、大規模なエネルギー政策の課題を乗り越えることが必要です。個人がどうにかできる規模の話ではありませんが、ごみの分別による資源化と減量、節電や食品ロスの削減など、身近にできる小さな努力もカーボンニュートラルの貢献につながると考えます。

先ほど、前の同僚議員の質問とかぶる部分もありますが、改めてお伺いします。

カーボンニュートラルの実現に向けて、本村が企業や村民に向けて取り組んできていると思うんですね。前回、質問しているのです。その成果と課題などがあればお伺いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8 番議員さんにお答えをいたします。

カーボンニュートラルの実現に向けて本村が取り組んできたことはと、その成果と課題というご質問でございますけれども、先ほどの質問者にもお答えいたしました。一般住宅に対しまして太陽光発電設備、蓄電池設備の設置代の補助について実施してきておまして、これは平成22年度から令和4年度まで350戸に補助を実施して

いるところでございます。延べ1, 817キロワットの実績でございます。

また、蓄電池設備、これらにつきましては令和2年度から行っておりまして、4年度までに12戸の設置に補助を行っているところでございます。

家庭から排出される生ごみの減量化と有機資源への循環を目的といたしました生ごみ処理機、処理容器への購入の補助につきましては、昨年度から実施をしております、昨年度におきましては電動式の生ごみ処理機が5件、処理容器2件が実績として出されてございます。

適切なごみ分別による資源化を進めておりますけれども、この中で不燃ごみ、資源ごみ、ビニールプラスチック類の分別収集を進めているわけでありましてけれども、課題といたしましては、最近、資源ごみの収集実績が減少傾向にあるということが挙げられるかと思えます。ごみの分別ですと透明の袋と青いごみ袋の関係になります。これが可燃ごみとして処理されるか、それとも資源に回るかというふうなところでございます。これらが若干、減少傾向にあるというふうなことでございます。

特に、村民の方への呼びかけとして資源化の向上というふうに考えておりまして、安達広域との連携によりまして啓発等に力を入れ、住民の方々の協力を得られるような形で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 資源ごみの収集が減少傾向にあるということで、私も昨日、過去何年か分の可燃ごみとリサイクル率をちょっと計算したら、ごみも増えているし資源もあまりそんな増えていないなというのは感じました。

よく聞くのが、透明のプラスチックとブルーのプラスチックと燃えるごみ、何でこの透明のをやる必要があるのという声をよく聞きます。私の認識ですけれども、炉の温度が高くなると炉が悪くなると聞いた記憶があって、そういう何で同じ、汚れている汚れていない、汚れているプラスチックはどうせ燃やすんだから燃えるごみに入れたらいいでしょうという、そういう人も多いので、ぜひそういう、もう一度きちっと理由を説明すれば分かる人たちがいるので、そういうところを村民の皆さんに伝えてほしいと思います。

企業などへの働きかけとかはないんですか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 特に村内の企業に向けて、この地球温暖化対策というふうなところでの要請は現時点では行ってございません。

先ほど申し上げた役場として、役場の一つの事業所としての取組というふうなところを進めておりますけれども、今後これらに対する取組を進めていく中で、商工会ですとか関係団体等々を通じて、このような取組への参画につきましても呼びかけてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） ぜひ、役場を中心にこの一帯からごみの分別というか、リサイクルへの意識が高揚していったらいいなと思っております。

次に、大玉中学校や大山幼稚園が今年、令和5年度ふくしまゼロカーボン宣言をしています。活動の内容が分かればお伺いします。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 8番議員さんにお答えいたします。

ゼロカーボン宣言事業、学校版になりますが、カーボンニュートラルの実現に向けて学校が取り組むべき内容をセルフチェックにより見える化することで、児童生徒等と教職員が一体となった地球温暖化対策を推進し、環境配慮意識の醸成を図ることを目的としております。

幼稚園や学校では、従来から節電や節水、ごみの分別、減量、食べ残しの削減、グリーンカーテンの育成や裏紙利用、ペーパーレス化などに取り組んでおります。今回のこうした取組の見える化を図り、議員さんご指摘のとおり、目の前のできることからさらに環境へ配慮した取組を進めることによって、より一層、意識の醸成が図られるものと考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 子どもたちがこうやって意識を持って、子どもたちが率先してやっているということは、私たち大人が見習うべきことだと思っております。村内の企業でも宣言している団体があります。ですので、ぜひそういった企業も巻き込んで何か紹介するであったり、そういうことも含めて村全体で取り組んでいただければと思います。

今、お話があったように、子どもたちが未来の地球を考えるように、やっぱり大人たちも考える姿勢を見せないといけないのではないかと思います。せっかく学校でそうやって取り組んできているのに、家に帰ってきたらお父さんお母さんがそれ一緒でいいんだよとか、それは関係ないんだということで話がかみ合わなくなってしまったら、せっかく学校でやってきていることがもったいないと思います。

先ほどの前の議員、同僚議員からもありましたが、住民みんなでやっぱり巻き込んで、やはり何か事業であったり、家族みんなで楽しめる、体験しながら学ぶ事業が必要ではないかと考えます。考えを伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

議員ご指摘のように、子どもや大人、家族みんなでこれらについて認識を深める、非常に大切なことだと思います。また、それも堅い学習ではなくて、楽しみながら学ぶ機会をとということも大切であるかと思います。こういったごみの分別、あるいは食品ロスの削減というふうなことを体験し、学ぶ場として、今後、村で開催されるようなイベント等の機会を捉えまして、安達広域とも連携しながらPRブース、それから体験ブース、そういったものを設けながら、親子で気軽に学べるような、そういうふ

うな場の設置を中心に検討して、実施に向けて検討を進めたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） ごみの分別であったり食品ロスについて考える体験をイベントを通してできるのではないかとということで、安達広域と協力しながらになると思うんですけども、他の自治体では行政が主となって、例えば洋服であったり電池であったり、ふだん回収できないものを行政が主体となってイベントなりして、駐車場で今回この日に持ってくるとポイントをあげますよとか、そういう形でイベントをやっていたりします。

ぜひ、私たちが手伝いますけれども、行政が主体となってもっと回数を増やすとか、そういうことが独自に何かできないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

今ほどご提案がございました。先ほどご答弁申し上げましたのは、村のイベントの機会を捉えてということでございますけれども、それ以外の機会にそういった回収ですとか、それ以外の学ぶ機会、そういったものについてはさまざまなご意見、ご提案をいただきながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） ぜひ、ふだんなかなか回収とか、出しにくいものを持ってきたついでにごみの分別の話をするとか、そういったことでいろいろ皆さんの中でもアイデアを出し合って進めていただきたいと思います。

次に、ゼロカーボンシティ宣言をする自治体が増えています。本宮市は既に宣言しており、先日の南達地域振興協議会の席で本宮市長から、大玉村と一緒に取り組んでいきたいという発言がありました。ゼロカーボンシティ宣言をする考えはあるのかお伺いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

本宮市が既にゼロカーボンシティ宣言をしているということは承知をしてございます。以前にも村としての考え、申し上げておりますけれども、本村におけるゼロカーボンシティ宣言につきましては、さきに宣言ありきではなくて、その推進体制の整備、あるいは住民、企業の理解を進めた上で実効性の伴う宣言を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 前回もそれと同じ答弁をいただきました。ありきではなくて、まずはその機運を高めてということで、宣言ありきではないという。

ただ、近隣自治体もやっているんですけれどもという、そこはどうなんだろう、一緒にやれたらできることも増えるのかななんて思うところもあります。村だけではできないところも、協力すれば何かもっと楽しい事業ができたりとか、そういうこともできると思うので、ぜひ近隣自治体の例を見てやっていただきたいと思います。ただ、宣言をすると職員さんの仕事が増えたりとか、そんなこともあるみたいなんですけれども、ぜひ前向きにやっていただきたいと思います。

先ほども村役場が中心となってと言っていました、本宮市でも、まずは自治体自らがまず見本となって進めていきたいと言っていました。ゼロカーボンシティは、自治体が温暖化対策への取組にどのぐらい力を入れているのかの指標にもつながるのかなとも思っております。地球温暖化やCO₂削減は国・県だけが旗を振っても、あとは個人が努力しただけではできる問題ではありません。住民の生活に直接関わっている自治体を中心に対策する必要があるのではないかと考えます。

これから地球温暖化が進むと、もう皆さんご存じだと思いますけれども、自然災害など、たくさんこれから発生することも予想されます。まずは身近なところから、そして自治体の皆さんと一緒に村民、あとは企業、みんなでやっていけたらと思っております。ぜひ、宣言するかどうかは別として、子どもたちだけではなく大人も一緒に、カーボンニュートラルに向けた取組をしていけるような仕組みをつくっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（押山義則） 以上で、8番佐原佐百合君の一般質問を打ち切ります。

1番館下憲一君より通告がありました「力強い農業の創生をどう進めていくのか」ほか1件の質問を許します。1番。

○1番（館下憲一） 1番館下憲一です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告いたしました2件について、これより一般質問を行いたいと思いますので、長時間ではありますが最後の質問者でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず1つ目で、力強い農業の創生をどう進めていくのか。

村の農業は稲作が中心であり、農家としての経営は今般の米価、厳しい状況にあると思ひます。さらには同僚議員もお話ししてありますが、異常気象による高温障害で品質の低下を招き、収入減となっております。

そこに、今日の農業新聞でちょっと拝見しましたが、何か食料有事法なんていうものが、食料が不足すると。今、何か去年あたりまでは米が余っているというような話を聞いていたんですが、何か今度は、この戦争のおかげだかどうか分かりませんが、米が不足すると。食料が不足するというようなことになって、それを段階的に、いろいろ国が手だてを打つというような方針を打ち出したようですが、何やら最後にはサツマイモを作るなんていう、何か戦時中の話のようなことが報道でなされておりますが、この日本の農政はどうなっているのかなということで、非常に心配でございますので、今日、農業について質問させていただきます。

最も重要な政策である食料の確保や地域の環境、景観の保全など、多面的機能を有しており、担い手の確保と営農体制強化が重要であるというふうに考えております。

そこで、次の内容について伺います。

(1) 番になります。担い手の確保について、現在の認定農業者数と認定農業者連絡協議会の会員数及び活動内容を伺います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 1 番議員さんにお答えいたします。

現在の認定農業者数は 82 名でございます。また、認定農業者連絡協議会の会員数につきましては 84 名でございます。認定農業者数よりも連絡協議会の会員数のほうが多いのは、今年より認定新規就農者も会員とする要綱改正を行い、そのうち 2 名が加入したことによるものでございます。

また、認定農業者連絡協議会の活動内容としましては、例年、次のような活動をしております。役員会、年間 4 回程度、また、近年でございますと、刈払機の取扱作業者の資格取得講習会、直近だと令和 4 年と令和 5 年で 40 人ほどが受講してございます。また、村のうまいもの祭りへの出店協力、そのほか、毎年、農業委員会との合同研修会を行ってございます。直近でございますと、令和 4 年がインボイスの制度研修、また令和 5 年におきましては、また今月行うんですが、地域計画策定に関する研修を予定してございます。また、コロナ禍により令和 2 年度より開催を見合せておりますが、先進地域視察研修も行っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） 84 名、新たに 2 名加わったということで、すごくいいことだなというふうに考えております。この 84 名の中で、役員等それぞれ協議会の会長さんであったり、それぞれいると思うんですが、そういったその役員の関係については、この 84 名で今後うまくやっていけるのか、その辺もし分かればお願いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

認定農業者連絡協議会でございますけれども、現在のところ、会長それから副会長 2 名の体制でやっておりますけれども、役員についてはほぼ順送りといいますか、副会長になっていただいた方に、順に会長を務めていただくというふうなことで、現時点では比較的スムーズな会議の中の役員の引継ぎ等々、選出が行われているというふうに認識してございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） 私もいろんな団体に加わっているので、いかんせん高齢化して役員になる方がなかなかなくて、交代が厳しいなんていう話もちよこちょこ聞いていた中身なので、認定農業者、地域の担い手として活動する仲間づくりにこの会が繋がるということを期待しています。

それでは次の（２）番、中核的担い手として認定農業者が地域の農業を牽引するための村の支援策を伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

認定農業者に対する村の支援といたしましては、農業機械等の共同利用整備事業におきます補助金の上限額、これを一般の農家の方よりも有利なものというふうに設定をしております。また、今ほど課長のほうから申し上げましたように、連絡協議会を通じまして農業関連の情報や研修等について情報提供、こういったものを行っているところでございます。

村のほかに、国の支援といたしましては、日本政策金融公庫によります農業経営基盤強化資金、いわゆるスーパーL資金と言われる資金でございますけれども、これらの金利負担の軽減、あるいは畑作物の直接支払交付金、俗に言うゲタと言われる、そういった対策でございますけれども、こういったものが挙げられてございます。

今後、認定農業者が担う役割は極めて重要になってくるというふうに思いますので、現在の支援策等も含めて将来的に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） いろんな支援策を基に、認定農業者を地域の中核として育てていくというような中身になると思いますが、先ほどの協議会の話で、2名ほど新規就農で入ったということで、すごくいいことだなと。今後、またさらに認定農業者、多分、振興計画では多分90人ぐらいが目標だったのかなと思うので、もう間もなくその人数に達するのかなというふうには思うのですが、それに向けての増やしていく取組みたいのがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

認定農業者の制度でございますけれども、これにつきましては市町村の農業経営基盤強化基本構想に示された目標に向かって経営改善計画、これを策定するというふうなことがございます。農業をやっているならば誰でもということではございませんので、一定のそういった経営改善計画、あるいは目標とする年間の総労働時間でありましたり、それから年間の所得というふうな目標とするものもございます。こういったものの周知、あるいは先ほど申し上げた認定農業者のメリット、そういったものも周知を図りながら、認定農業者の増加に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） ぜひ目標の数値、達成できるように努力していただきたいと思いません。

次に、（３）農業法人や認定農業者が安定した経営をするためには、耕作面積の拡大と作業の効率化が重要であると考えます。そこで、農業振興公社ではどのような支

援を考えているのか伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

耕作面積をどう拡大していくかという点で極めて重要でありますのが、農地の貸手と借手のマッチングというものが最も重要になってくるというふうに考えてございます。現在、振興公社も含めて農家から農地に関する相談を受けているような状況でありますので、今後、農業振興公社、それから産業課、農業委員会等との情報の共有を図り、また農地中間管理機構、そういった組織とも連携を図りながら農地の集約、集積を力強く支援してまいりたいというふうに考えてございます。

また、農業振興公社におきましては、新たな農業のモデル、例えば乾田の直播でありましたりとか、そういった労働時間の短縮や業務の効率化につながるような、そういうふうな研究も進めてまいりまして、これらの取組によって生産性の向上を図るような、そういうふうな取組も進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） それでは（4）農業体制強化には集積事業、先ほども申しましたが、最も重要であると私は考えております。

大玉村で行った圃場整備事業では従前地配分が主な方法であり、所有者の土地が散在している地区が多くあります。現在の耕作状況を鑑み、効率化を図るため土地所有者のアンケート等も重要であり、これらの情報を基に振興公社の位置づけを各農家にご理解していただいて、早急に集積事業を進めなければ、先ほど新聞のお話をしたとおり、すぐ間近に食料不足が来るといような国の考えでございますので、これらに対応するスピードを持った対応が必要だと考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

営農面積の拡大につきまして、村内の主に中規模以上の農家に意向調査を行いましたところ、大半が現状を維持する、あるいは増やしても現在の営農面積から10%程度が限界だというふうな回答でございました。

今の動きといたしましては、主に作業条件のよくない農地を手放して、比較的条件のよい平地の農地に集約が進んでいるというふうな傾向でございます。個人での集積には限界が見えてきているような状況でありますので、今後、地域計画を策定していくことによって各地区での集積を図り、効率的な営農を推進していくということが急務ではないかと思っております。

具体的には、各地区において認定農業者等が主要な担い手となりまして、議員ご指摘のように、個人の貸し借りですとどうしても散在している農地、こういったものを集約化していくということで一定の営農を維持していく。また、農業用機械や設備について融通をできるようなレンタル事業、あるいは作業受委託などについて、農業振

興公社を中心とした体制づくりを構築していければというふうに考えてございます。また、作業条件のよくない地域については、現在の中山間事業を中心とした地域ごとにこれらの支援を行いまして、集落で営農を継続できるような規模の農業共同体というふうな集約を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） ありがとうございます。

この集積の問題については私もそうなのですが、地区で請け負っていただいている方が大分ご高齢になってきているということで、間もなくやめたいというような話がちらちら出ているんですけれども、そうなったときに当然、一旦離農してしまっているので、もう一回というとかかなり大変な努力と資金が必要になってくるということになってしまうので、これは今言ったように、いろんな法人とか地域の担い手の方というような形で進めていけばいいとは思いますが、やはり今、部長がおっしゃったとおり、集落単位でまとまって話をしてということをもっと地区にPRして、スピードを進めていっていただければなというふうに思います。

次の（5）の質問に移ります。

環境保全のために中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などがあり、私はそれらに参加したりしておりますが、地区によってはまだまだ取り組んでいないようなところもあったりして、そういうのあるんだったらいいなという声もちょっと聞きますので、多面的機能の交付金のように、地区のリーダーになってくれる人がやっぱり一番なんだなと思いました。

そういう人が出てこないとなかなか進まないという地区もあるんだと思うので、ぜひ職員にとは言いませんので、そういう地区の方を、目ぼしい方を見つけて、こういうのをやると、皆さん普通にやっている作業で費用弁償になったりするんだよということを、もっとPRしていただきたいと思いますので、それらの今のその取り組んでいる現状と今後の取組をお聞かせ願います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

中山間地域等の直接支払交付金事業と多面的機能支払交付金事業の内容につきましては、これから説明をさせていただきますが、多面的機能の支払交付金事業につきましては、組織の広域化を行いまして、現時点で各行政区、17 戸を除く行政区からそれぞれに役員さん出ているような状況です。

ただ、今まで取り組んできた経過があるか、それから全く初めてかによって、その行政区によっての取組、あるいは行政区の中でもその組によっての取組、そういったところに差が出てきているなどというのは正直でございます。

ただ、広域化から3年ほどたちまして、大分ばらつきはあるものの、比較的落ち着いた運営状況になってきておりますので、さらにこの広域組織の中で、より各行政区隔々までこういった事業の趣旨が届くような取組は進めていかなければならないとい

うふうに考えているところでございます。

それぞれの交付金事業の状況について申し上げます。中山間地域直接支払交付金事業の本年度の対象面積につきましては約231ヘクタールでございまして、交付金額の合計は約5,000万円を予定しているところでございます。

現在、5期対策の4年目でありまして、大玉中山間広域事業体として運営を進めておりまして、大玉土地改良区を事務局として進めているところでございます。現在、この共同体、広域事業体には15集落が参画して、農道、農業用水路周辺の環境整備、あるいは維持管理活動を行っているところでございます。また、令和7年度からの第6期に向けた準備についても着手をしているところでございます。

今後の活動につきましては、先ほど議員からもご指摘ありましたように、構成員の高齢化がどうしても進んでおりますので、活動がなかなか難しくなってきているというふうな地域もございまして、この広域化したメリットというものを生かしながら、他の地域との協力であったりだとか、そういうことも含めて、活動できる体制の構築を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

多面的機能の支払交付金事業につきましても、大玉土地改良区を事務局として活動を行っておりまして、本年度の対象面積は約1,074ヘクタール、交付金額は約5,600万円を予定してございます。本年度の現時点における活動実績といたしましては水路の補修あるいは敷設、そういった工事外注が10件で680万円、草刈りや土砂払いなどの共同活動で260件、930万円ほどとなっております。若干、実績が少ないようですが、これは現時点の集計でありますので、これから増えてまいるというふうに考えてございます。

先ほど申し上げました、広域化から3年目でございます。それぞればらつきもありますが、今後とも遊休農地の発生、あるいは農業用施設の荒廃を未然に防ぐ本事業の目的達成に向けて、支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） この作業に参加していると必ず話が出るんですが、美しい村なのでこういうのを積極的にやらなくちゃならないなという、ちょっとあれかなと思うんですが、そういった住民の人たちもそういう気持ちで美しい村連合に入っているんで、こういう作業に積極的に参加して、きれいにしていこうという考えがあるので、ぜひ今後もいい事業でありますので積極的に取り組んでいただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2番の愛玩動物の飼い方などについて質問いたします。

最近では、多くの方が愛玩動物を家族同様に飼われています。また一方では、散歩するときのふんの問題などが聞かれております。しかしながら、子どもの成長には、命の大切さなど重要な役割を果たしていることも事実であります。

そこで、次のことについて伺います。

(1) 村に登録されている犬は現在、何頭いるかお伺いたします。

○議長（押山義則） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 1 番議員さんにお答えいたします。

村に登録されている犬は何頭いるかとのことですが、令和 4 年度の登録数は 5 4 2 頭となっております。

以上です。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） 5 4 2 頭ということで、結構な頭数が飼われているようです。

(2) これらの飼い犬が何らかの理由で捕獲されるというようなことがあるのかなというふうに考えます。年間で何頭ぐらい、そういう捕獲が確認できているか伺います。

○議長（押山義則） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 1 番議員さんにお答えいたします。

保護された頭数であります。令和 4 年度においては県の動物愛護センター、こちらのほう三春町にあります。そちらのほうに引き取られた、村内で保護された頭数は 3 頭になります。3 頭です。

以上です。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） それは、保護されてセンターのほうに行ったということは飼い犬だったのか、飼い犬でなかったのかは、もし分かればお願いします。

○議長（押山義則） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 1 番議員さんに再度お答えいたします。

飼い犬か飼い犬でないかとは、なかなか見た目では判断できませんが、ほとんどの犬が首輪をつけていましたので、家で飼われていたのかなということで、そこに細かい住所等書いてあれば何とかあったのかなというのが現場の判断です。

以上です。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） それでは、次の質問になります。

(3) 大切な愛玩動物であっても寿命が当然あります。終活の方法は個人それぞれの考えで行っていると思いますが、村内の住民の方ができる現在の方法を伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員にお答えをいたします。

現在、行える方法といたしましては、もとみやクリーンセンターに有料で持込みができるということですが、言うまでもなく可燃ごみというふうな扱いになりますので、返骨されるということとはございません。

最近、近隣市にもこの事業者によるペット霊園があります。また、インターネット等を検索しますと、全国展開をしているそういったペット葬儀、そういう、行う事業者等もあるようでございます。これらについて利用されている方もあるということ

ございまして、希望すれば移動式の火葬車が自宅に来て、骨つぼによる返骨がされまして、また希望すればペット霊園に埋葬することも選択することができるというふうな内容のようでございます。料金につきましては、その行う内容にもよるんですが、数千円から数万円というふうなことがネット上の状況では見てとれるところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） 民間のペット霊園等で火葬するというような方法が当然あるかと思いますが、今ほどの金額、結構数万円かかるというふうなお話もありまして、しかしながら住民の方の、飼っている方のお話を聞きますと、ちょっとやっぱりごみと一緒にというのは、ちょっと忍びないというふうなお話もあります。

しかしながら、やはり民業を圧迫するというようなことはあまり望まないの、選択肢の一つとして今現在、多分、（４）の質問になりますが、福島市にペット火葬の施設があり、大分前から使っているような状況であるのかなど。福島市民は当然、ネットを見ますと、ある程度安い値段で返骨もしていただけるというふうな状況であるかと思えます。

そこで、広域連携で福島市とも大分お付き合いが近くなっているのかなということ、できればその福島市の施設を村民が利用することは可能なのか伺いたいと思えます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

議員ご指摘のように、福島市のあぶくまクリーンセンターという施設に、ペット専用の火葬炉があるということでございます。これらについて確認をいたしましたところ、現在の搬入の条件として、福島市内に在住されている方、もしくは福島市民に限り受付が可能だというふうなことで、市外在住者あるいは市民以外の利用は現時点では想定されていないというふうなところでございます。

ご質問の広域連携というふうな部分でございますけれども、これらについて連携による福島市民以外の利用が可能なのかどうかとか、そういったことについて協議する場がございましたらば、話を聞いてみたいというふうにご考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1 番。

○1 番（館下憲一） ぜひ、その辺は積極的に進めていただければなと思えます。

今日質問した2件については、1件は本当に食料がこれから不足するなんていう変な話が出ておりますので、そういったものにはしっかり村としても取り組んでいただければなと思っての質問でございます。

よろしくお願ひしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、1 番館下憲一君の一般質問を打ち切ります。



○議長（押山義則） 日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3 時 3 8 分）